

第六十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十六号

昭和四十七年五月十八日(木曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 上村千一郎君

理事 中村 弘海君

理事 山本弥之助君

理事 門司 亮君

高島 修君

橋本登三郎君

細谷 治嘉君

横山 利秋君

和田 一郎君

出席國務大臣

國務大臣 (国家公安委員長)

中村 寅太君

出席政府委員

警察庁長官 後藤田正晴君

警察庁刑事局長 木庄 務君

安部防犯少年課長 石黒 拓爾君

警察庁警備局長 宮地 享吉君

警察庁第一課長 川崎 幸司君

警察庁警備局警備課長 鈴木 貞敏君

労働省職業安定局長 加藤 孝君

労働省指導課長 古賀 定君

総評議会法務部(策部長)

古賀 定君

参(考)人 田上 義治君

参(考)人 橋 大学名啓

教授

地方行政委員会 日原 正雄君 調査室長

本日の会議に付した案件

警備案(内閣提出第八五号)

○大石(八)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長所用のため出席できませんので、委員長の指名により、私が委員長の職務を行ないます。内閣提出にかかる警備案を議題といたします。

本日は、本案について、参考人として、日本労働組合総評議会法務部長古賀定君、一橋大学名誉教授田上義治君、兩名の方に御出席をお願いいたしております。

この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。

両参考人には、御多用中のところ当委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本法律案につきまして、それぞれのお立場から何とぞ御忌憚のない御意見を述べ願いたいと存じます。

なお、議事の順序であります。初めに、御意見をそれぞれ約十五分程度取りまゝとお述べをいただき、次に、委員諸君からの質疑に対してお答えをお願いいたしますと存じます。

それから、御意見の開陳順序は、古賀参考人、田上参考人の順序でお願いいたします。

古賀参考人。ただいま委員長から指名されました総評議会法務部長の古賀であります。ただいまから、本委員会審議中の警備案法について、労働組合と労働者の立場から意見を申し上げます。

述べたいと思います。しかし、きのう参考人としての指名を受けまして、十分研究も積んでおりませんので、参考になるかどうかはわかりませんが、忌憚のない意見を申し上げたいと思っております。

法案提出の背景を私は詳しくは知りませんが、でも、四十五年の九月、那珂湊市長の暴力ガードマンの採用、そして取材妨害等がテレビ、新聞等で報道されました。また、報知新聞、宮崎放送、細川鉄工所などの労働争議に介入したガードマンの問題が、参議院、衆議院の法務委員会あるいは社会労働委員会、予算委員会等でそれぞれ追及がされたという事実、そのほか、刑事犯罪を犯した悪質なガードマンが多々いるという事、こういうものに対する国民のきびしい批判が背景にあるのではないかと、このように思うわけであります。

また、われわれ労働組合の立場からいいますと、最近、労使間の紛争に、経営者が悪質ガードマンを前面に立てまして、憲法で保障された労働基本権の行使を侵害する行為が非常に増加しております。したがって、紛争の長期化、さらには労使関係を悪化させるという傾向が強まっているところから、組合の中にもガードマンを規制する法律をつくるべきだという意見があるわけであります。

しかし、私たちは、この警備案法というものが法律によって制定されることについて、一まつ不安と危惧を持っています。なぜか。まず、なぜか。と申し上げますと、現在の警備業者の取り締まりについても、警備業者が警備員をそれぞれの企業に紹介または供給する場合等については、職安法の三十二条あるいは同四十四条によって、労働省はある程度きびしくチェックすることができているのではないかと、このように思います。また、争議

時におけるガードマンの不法行為については、刑法二百四十四条、同二百八条、または暴力行為等処罰ニ関スル法律等々によって適切な取り締まりが可能であると思っております。

争議時における労働者の行為に対する取り締まりはきわめてきびしいものがありまして、逆に、ガードマン等の暴力行為について労働組合ないし労働者が告訴、告発をいたしても、その検束、送検というのがなかなか時間がかかっておりません。このように十分な取り締まりが行なわれていない現状の中で警備案法という法律が制定された場合、その法認の中で、右翼、暴力団等が、警備業者として警棒を携帯した公然たる武装集団として、企業及び権力の先兵として労働運動弾圧の役割りを果たす危険性があると考えるわけであります。

こうした大衆運動弾圧の危険性を払拭するためには、政府が本国会に提出をいたしております法案の内容を修正または補強する必要があると思っております。しかし、十五分という制約された時間でありまして、詳しく申し上げることはできませんので、重要な項目についての修正意見と簡単な理由について述べざるを得ません。

その第一は、法案の第二条「定義」の第一項の二号及び四号は削除すべきであるということであり、皆さん御承知のとおり、警察法第二条は「警察の職務」として「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当る」と明記してあります。この二号は公共の場所における交通整理でありますし、四号は個人の生命、身体、財産の保護であります。これらは警察の最も重要な任務の一つであるからであります。したがって、こういう重要な任務は警察が当然行なうべきものであって、会社組織で

ある警備保障業者にゆだねるべきものでないと考えられるわけであります。私どもが承知いたしております某警備保障会社は、その業務内容として、特定個人の身辺の警護、争議、各種紛争などに関する情報、調査、予防計画の立案、意見具申及びその解決等を業としてをうたっております。私が削除を求めました四号が労使紛争介入の契約根拠となつてゐるからであります。私どもが承知をいたしております某放送の経営者は、ガードマンを採用する理由として、労使関係の中では刑事事件になりがたい、しかし、ガードマンである第三者に委嘱した場合に刑事事件になりやすく、組合弾圧が容易であるということを言つております。こういう事実等から、二号、四号等は削除すべきであると考えております。

その第二は、第三条の「警備業者の欠格事由」及び第七條の「警備員の制限」についてであります。それぞれ、三条一号及び七条一項の法原案に「禁錮以下の刑でも粗暴犯罪者の場合は」ということを挿入して、欠格及び制限事由を厳格にする必要があると思ひます。地方行政委員会調査室から提出されておりますこの資料を見ましても明確な点とあり、警備保障会社の経営者または役員に犯罪前歴が多いことを指摘しております。法三条の調査基準によつて調査されたものであれば、修正のとおりこの基準を強化いたしますと、この犯罪前歴者というものはもつと多数の人員になるのではないかと考えるわけであります。特に、労使紛争の場合警備員を派遣されますが、その場合、右翼暴力団、体育系学生というものが臨時採用の形で採用され、労使紛争の前面に立つておるといふ事情が顕著にありまふ。したがつて、業者の欠格事由や警備員の制限事項等をきびしくするといふことは、法制定の趣旨からも当然であるかと考えます。

なお、ここで、警備員は登録制度としておくことが必要ではないかと思ひます。港灣労働者の職業紹介のためには港灣労働者手帳というものが交付されておりますが、警備員を登録し、これに準

ずるような警備員手帳というものを交付し、毎年一回登録を審査する等々の処置が必要であらう、このように考えます。

その第三は、法案の第四條であります。四條は、都道府県公安委員会への届け出制になつておりますが、私どもは、二都道府県以上に關係するものは労働省または通産省、一県の場合は県知事の許可制にすべきであるといふふうに考えております。したがつて、そうなりますと關係条文は以上の趣旨によつて修正すべきであらうと考えるところであります。

法案は、公安委員会への届け出制によつて法十三條、十四條、十五條を適用し、警備業者の監督、指導及び営業停止の権限を持つようになつておりますが、現在の公安委員会と警察との關係等から、十分な監督、指導が行なわれるとは思われませんし、このことを固執する場合は、私どもが非常に懸念をし、危惧をしてゐる右翼、暴力団または警備業者の警察予備隊化の疑念といふものをますます深くせざるを得ないのであります。提出されておる資料でも明らかのように、諸外国の事例でも免許制度の採用が多数であり、その免許行政官庁も、カナダ、スイス以外は、警察關係以外の一般官庁であるようでありまふ。

以上の立場から、冒頭申し上げましたように修正すべきであらうと考えます。

その四であります。第八條の「警備業務実施の基本原則」についてであります。この点が労働組合が最も重視するところでありまふ。法案は、労働権、争議権、所有権、表現の自由など、権利侵害の防止に留意しておられますし、この点は理解することができまふが、労組法第七條には使用者の不当労働行為を禁止しておりますが、これと同様に列挙主義をとつて、もつと明確に明示することが必要ではないかと思ひます。たとえば、労働組合の正当な活動、争議行為は一切介入してはならないとか、労使紛争中の企業とは契約してはならないとかいふふうに列挙することが好ましいと思ひます。

なぜかと申し上げますと、私どもが調査した一、二年の間にも、報知新聞、宮崎放送、日本テレビ、日向新聞、千代田学園、那珂湊、東京発動機、森村製作所、細川鉄工所、光文社、教育社、京葉ボーリング、ゼネラル石油など多くの企業で、正当な団体交渉権や団体行動権が暴力的行為で侵害され、負傷者が発生をしてゐる事実があるから特に重要だと考えるわけでありまふ。四十六年二月十八日の衆議院予算委員会における当時の野原労働大臣の答弁でも、労使の關係はすべてお互ひが話し合いによつて円満に解決すべきであり、ガードマンが労働問題に直接介入することは絶対避くべきであるとの回答が行なわれておりますが、こういう立場からも、いま主張したような修正が当然必要だと思ひます。

その五は、第九條の「服装」についてであります。法案もこの点については十分留意されております。したがつて、ただ一つだけ申し上げたいのは、四十五年十一月、三十二名しかいない京葉ボーリングの争議に四十名程度のガードマンが、防石装備のついたヘルメット、てこを着用し、こん棒、たてなどを携行し、機動隊類似の服装をしてビケ隊の排除を行ない、二名の負傷者を出したという事実があります。したがつて、今日、労使紛争の前面に立つてくるガードマンの服装等は全く機動隊と同様の装備をいたしておりますし、これらの点については特に禁止を要請したいといふ意見を持っております。

その六は、護身用具としての警棒の保持などでございますが、調査対象者中、資料の中でも、六四・八%の人が護身用具は必要はないといふ意思を表明しておりますが、こういう立場からでも禁止すべきであらうと思ひます。本委員会に提案されております法案の内容でも、この点についてはきつめて留意されておりますが、特にこれらの点については禁止をお願いしたい。やむを得ない場合でも、労使關係に関する限りは絶対禁止すべきであらう、このように考えます。

お願い申し上げたいのは、労使關係の無用の混亂を防止し、労使關係の正常な発展のためにも必要だと思ひますが、経営者が警備業務を依頼するときは、その目的、業務内容、派遣要請人員、期間等につき、労働組合と事前に協議をし、その了解を得るような条文の挿入が必要ではないかと考えるわけでありまふ。また、警備業者もしくは警備員が労働争議に不当に介入したり、不当労働行為の行爲を行つた場合は、警備業者や警備員のみ罰則適用ではなく、その依頼をした企業の責任者の罰則をもともに加えるべきであらうし、それとともに、不当労働行為については、第三者であるガードマンの行為についても、労働法第七條の責任が経営者にあることを明記していただきたいといふことであります。

そのほか、十五條の営業停止の期間及び十八條、十九條等の罰則についても強化すべきだとの考え方を持っておりますが、これは皆さんの検討の中で、諸法規との關係で十分検討をいただきたいといふことを申し上げておきます。

これらの、私が申し上げました修正意見等が全く挿入されないといふことになりまふと、九三・二%といふ多くの国民が希望して制定されようとしているこの法案に、仏をつくつて魂を入れないといふ結果にならうかと考えまふ。したがつて、私どもは、こういう修正内容が入らないといふことについては絶対反対をせざるを得ない。こういうことを付言しながら、私の意見を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます(拍手)
○大石(八)委員長代理 ありがとうございます

次に、田上参考人をお願いいたします。
○田上参考人 田上でございます。時間の關係で簡単に意見を申し上げます。時間の關係で

まず、第一の、条文で申しますと第二條のところでございますが、先ほども古賀参考人からお話がありましたが、警備業の本質、あるいは種類というか、目的がどこにあるかといふことでありま

して、たとえば御指摘のあった一項四号に「人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務」というふうなことがあつておりますが、確かに、この中には、警察法の第二条にある「警察の責務」の中に含まれておることがかなり入つておると思つてございす。その場合に問題になりますのは、警備法のほうでは、従来は警察官の職務とはなはだ似ておりましてけれども、この際はできるだけこれを区別しようという方向にあると見るのでございす。そこに立法の大きな趣旨がある。たとえば、服装の点においても、一般の世間の人が容易に本来の警察官と警備員と区別が、識別ができるようにしようということがねらいでございすし、あわせて、法案の第八号のほうでは、先ほども御指摘がありましたが、警備員は決して警察官のような特別な権限を持つてゐるのではないとしております。つまり、言いかえますと、一般の市民と同じ程度のことしかできない。市民に自由にできることは警備員としても一応認められるけれども、一般の市民に認められないような行動をとることは警備員として許されません。これは先ほども御指摘がございしましたが、ある意味で当然のこととございす。大体、全体として見ますと、警備法というものは、規定をしなくても当然と思われるようなことが根本にあります。それくらいに世間では誤解されている。あるいは、警備員自体が、服装やいろいろな事情もございすし、何か、権力意識をもって権力を乱用するような心境にあるようございす。一がい言えませんが、そういふ傾向が見受けられる。そして、かなり不法な事態が御指摘のようにあるものでありますから、そういう意味で、当然のことを注意的に規定する必要がある。当然でありますけれども、なおこれを明確にしなければならぬ。ここに大きな立法の趣旨があると考えるのでございす。

でありますから、そのことは、もう一度第二条に戻りますと、警察が本来すべきことであります。さて、この警備員を民間の団体で契約に

よつて依頼する。警備を依頼するということは、これまで一般の市民として、ある意味では自由にできることである。根本は、特に、第二条一項の四号であります。一種の正当防衛とかのような考え方がありまして、その意味では、われわれ一般市民として、自分の生命、身体に危険を感じる者が警備員に依頼して守ってもらふということは当然である。かように見るのでございす。警備員のほうも同様である。でありますから、この警備法の第二条に列挙されておりますような内容は、実は、当然市民の社会生活において許されることである。しかし、これをただ自由に放任いたしますと、非常な弊害が現実に発生している。そこで、当然できることを、そういう不祥な事態をなくすためにきびしく取り締まつていく。そこにこの法律の趣旨があると思つてございす。

したが、いまして、たとえば政府のほう、官庁方面で、特に警備員によつて警備を依頼するというようなことになりますと、これはやはり警察の本来的業務に属することでありますと、警察法と矛盾いたします。けれども、民間の団体があるいは一部極端な例は、警察アレギーのような傾向もございすから、本来警察官に依頼すべきことを、それは好ましくないと考えて、警備法のほうによつて身辺の保護を求めるといふことを一がいに禁止する理由はないと私は思つております。要点は、だから、そういうことによつて生ずる弊害をできるだけ防止するといふことであります。正面から法律で禁止するといふことは、ある意味で、憲法の保障する職業選択の自由あるいは営業の自由と申しますか、これを規制することでありますと、その面から申しますと、やはり、公共の福祉といふことから、一体どの程度まで許されるかといふ問題がございす。

私の考えでは、この法律は適正な実施が目的でありますから、そこで、いまの八条とか九条にありますが乱用の禁止あるいは服装などについて、誤解、錯誤の生じないようにつとめること、教育あ

るいは資格の制限という点において従来の欠点を極力正していくことが必要でありまして、この場合に、繰返し申し上げますが、八条にも明記されておる通りに、警備員は警察官にかわるものではない。

いろいろ御指摘があつたと思いますが、これは、法律によつて、特に警備員の職務について公認したというふうには考えないのでございす。むしろ、弊害を除去する意味で規制を加えていただけてあつて、公的な性格を与えてはいない。したがつて、警備員の行なう職務は警察法の適用はなく、わずかに正当防衛、緊急避難の場合の行動にすぎないという取り扱いも一応あるようございす。これは一般の市民に当然認められた行動であつて、生命を守るということ、あるいは他人の生命を守るということも含めまして、むしろ、人民から奪うことのできない一種の自然権的なものでございす。

その他、あまり問題はないと思つますが、警備の中で、交通事故などの発生を警戒するとか、あるいは盗難の事故などの発生を警戒するといふようなこととあります。これは当然のことと思つてございす。むしろ、警察に警備を依頼するといふことも本筋かと思つますが、だからといって、民間人、民間の団体が警備法のほうに依頼することを禁止するといふことは、法的に見てちよつと不可能だと思つてございす。

そこで、第三条の「欠格事由」といふのがございす。この欠格事由もきびしく考えるべきであります。大体、犯罪の前科のあるような人に対して警備を依頼するといふことは、一般の市民にとつてはなほ危険なこととございす。それによつて物を盗取する意味で、むしろ逆に警備員によつて財物を盗取されるような事態も起こり得るからでございす。ただ、この場合にも欠格事由をきびしくしまして、当然にそういう刑に処せられた者、あるいはそれよりもつと範圍を広げるといふ案もございす。しかし、これを

きびしくいたしますと、そこにやはり問題があつて、憲法の平等の原則といふことから見てどういふものか。たとえば、御承知の選挙権などを考えますと、懲役、禁錮等かなりきびしい刑罰を受けた者でありましても、刑の執行を終つた者、あるいは執行猶予の期間が過ぎてしまつたような者については一応復権の手続を必要としない。公選法に違反した場合には、なおその場合に復権の手続を要するのでありますが、一般の法令によつて処罰された場合にはそれすらもない。懲役、禁錮の刑に処せられた者であつても、この執行を終わりますと、一応選挙権が回復されるのでございす。従来、旧憲法時代には、公権停止とか公権剥奪といふような考えがございまして、六年以上の懲役になつた者は、復権手続をとらない限りは、何年たつても選挙権なり被選挙権が停止される、奪われてしまふといふような制度がございまして、

が、今日は、そこに多少の御異論があるかと思つますが、平等といふことから、できるだけ国民を差別しないといふことで、私はこれは少々甘いと思つすけれども、そういう制度、そういう選挙権などは、刑の執行を終つた者については当然認められるといふこととございす。この、法案の三条では、三年間の資格を認めないといふこととございす。これは御承知のように、質屋とか古物商の営業の取り締まりに関する法律でございす。とか、あるいは道交法にもやや近い三年といふことで、三年以内の期間、一度交通違反でもつて免許を取り消されたような者は、再度試験を受けて免許されることは法律で認めないようになつております。そういうことから申しますと、私も、先ほど古賀参考人がおっしゃつたように、第三条などはもっときびしくしてもよろしいと思つております。ただそれには一応の限度がある。でありますから、もう少しこれを広げるといふことならば異論はございせんが、やはり、あまりきびしくするといふことは、昔は考えていたけれども、今日の法制では少しむづかしいんではないかといふ感じがするのでございす。

それから要点を申し上げますと、もう一つは第八条のところでございまして、ここでこういうことを書いても、どうもおどろきのことであつて、あまり効果がないのではないか、もつときびしく、たとえば罰則をここに当てはめるとか、あるいは労働運動などを明示して、それを犯してはならないというふうに規定したらどうかという御意見を伺つたのでございます。ただ、刑罰の点はあまりはつきり伺つておりませんが、もし、この八条違反に直ちに刑罰を科するという事になりますと、やはり、刑罰の理論として、罪刑法定主義から申しますと、この規定のしかたがかなりあいまいである。犯罪構成要件を明確にしないと、罰せられる者の人権を侵すおそれがある。先ほどの古賀参考人の御意見に私がここで議論するのは不適当と思ひますが、ただ、一般の世間の意見としてお伺ひいたしますと、もつときをきびしくせよという事は、いまの労働権を守るとかいうような意味においては当然でございしますが、その反面に、規制される関係の業者あるいは警備員の立場の人権というものがやはりあるわけでございしますから、その程度を一般的に申すと、必要の最小限度にとどめる。ことに、刑罰を科することにありますと、これはもつと明確な規定が必要であり、そこに、この法律の一つの趣旨、規定のしかたであります。たとえば、私、ちよつとふしぎに思ひましたのは、欠格事由に該当する者が実際に警備業を営むことができるかどうか。できないと三条に書いてありますが、実際は、やつておりますと、当局のほうでそのことがわかれば直ちに営業の廃止を命ずるといふ第十五条の規定になるようにございしますが、そして、その廃止あるいは営業停止などに応じないときに初めておしまいの罰則によつて処断される。だから、第三条違反だけでは刑罰を受けないというふうになっております。

そこに、資格のない、欠格事由に該当するという事について、行政当局の認定を入れまして、その認定に違反したときに初めて刑罰という手順を踏んでいるようにございします。こういうことは、なほだ手ぬるいという感じもいたしますけれども、はたして、具体的に、法律三条なら三条違反というものが裁判官によつてすぐに認定してよいものかどうか。まず、その前に、あるいは検察官が起訴するということがあつてよいかと申しますと、まず、行政当局の判断によつて正式に違反といふことをきめてもらふ。それから、それになお従わないときに初めて刑罰、それから、それになおすることあるいは一般に規制を加えることについて慎重な態度をとつていふというふうに見られるのでございします。この考え方は、むろん程度問題であります。一がいには非難はできない。ある程度この法案をもう少しきびしくするという事とならば私も考えられますが、一応行政当局の判断を中に入れないで直ちに規制するといふことは、規制される者の人権に対してどうもきびし過ぎるのではないかと一般的に思ひます。それからもう一つ。時間がございせんが、十条の「護身用具」の点を簡単に申し上げたいと思ひます。

これは一項のほうを見ますと「法令の規定により禁止されているものを除き」といふふうにございします。だから、ここでも、先ほどの八条で申し上げたように、当然のことを規定している。一般市民として行なえることであり、あるいは、自分の身を守るための必要なものを警備員においても携帯することができる。かように思ひます。さういふことで、いわゆる武器となつて、たとえは銃刀法が適用されるような武器の場合には一般市民に禁止されておりますから、むろん警備員も許されません。また、かりに警棒のようなものでありますと、直接銃砲刀剣ではございせんが、これも軽犯罪法によつてある程度の規制は加えられますし、もし、それを使つて、いわゆる実力の行使、規則を加えることになりますと、そこに警備法との関係がありまして、普通の人のようなこととはできない。警察官になつての武器の使用にあたるような行動はできない。そこをきびしい規制が加えられますから、少なくとも、武器を、この法律によつて、警備員が警察官と同じように行使するといふようなことはとうてい考えられない。むしろ、その点の誤解を避ける意味で明確に規定を設けたと思ひます。もちろん、十条では、第二項がもう一つありまして、一般の市民としては持てるものであつても、あるいは近ごろのヘルメットの学生が持つておるようなものでありまして、特に警備員につきましては、必要があれば、公安委員会が認めまして、その携帯を禁止することができると。そうなりますと、たとえばたてでありますが、警棒あたりが問題だと思ひますが、必要があるかと認めて、かえつて、そういうものを警備員が持つことは危険であると考えれば、公安委員会が禁止または制限できる。かように一つ制限がかつておりますから、一般市民でできることであつても当然には許さないといふことになつておりました。法規的には、これで一応警備員の行動から生ずる危害を防ぐことはできるのではないかと思ひます。

繰り返して申し上げますと、このような八条とか十条の規定、さらには最初の警備員としての特別な権能といふか、権力は、何も法的に認められていない。そして、もう一つは、警備業といふものは、普通のいわゆる公企業とか、特許企業とか、あるいは国が保護する公共的な事業のやうに、国の保護は何も用意されていないのでありまして、むしろ企業にとつてはマイナスの面だけで、制限を加へるだけでありまして、企業の性格は公的なものとは認められない。むしろ私的な業務であり、しかもそれは、どちらかといふと、社会にマイナスの面がかなりある。そういう意味のものとしまして、民間企業として規制を加えるという態度でございしますから、公認といふふうなおことばもありまますが、別に法律が警備業を特に公認したとも思ひませんし、民間の事業を特に警察と同じレベルに格上げしているといふふうにも思ひないでございします。

それから、もう一つは、先ほどの労働争議との関係のお話でございまして、これもまた古賀参考人に対するお答えというわけではございせんが、私の考えを申し上げますと、八条に關連してお話でございしたけれども、警備業の目的は第二条で、かなり幅の広いものではないかと思ひます。しかし、実際はそんなところは第二条の四号が問題だといふこととございまして、この場合も、文字だけを見ますと、身辺において危害の発生を防止するといふことになつておりますので、労働争議に不当な弾圧を加へる、いわゆる介入をするために警備業がもし使われるとすれば、これは明らかに制度の乱用であり、きびしく非難されるべきものでございします。しかし、おそらく、具体的に申しますと意見が分かれると思ひます。たゞ、たとえば会社社員のほうでは、何も労働争議の弾圧ではなくて、会社社員の役員の生命を守るためであるといふ理屈をつけることができるかと思ひます。生命、身体、安全といふことになりますと、これは、ある意味で、人権のほうから絶対なものでございしますから、要は、法律で抽象的に規定することよりも、はたしてそれがどちらが真実であるのか、つまり主たる目的が争議の弾圧のほうにあるのか、あるいは文字どおり身辺の保護のほうにあるのかといふ具体的な認定を待つて決定すべきものであつて、法律の明文で、具体的な事情を越えて、一般に、労働争議の場合に、警備会社と経営者側とでもつて契約を結んでおられないといふふうには書いてしまひますと、少々これも行き過ぎがあるのではないかと。つまり、具体的な事情の裏づけがないときにもしいたしますと、逆手をとられるおそれがある。法律の規定は常に両面を考へるわけとございまして、

取り締まるほうの必要と、さらに取り締まりを受ける者の人権をどの程度まで制限できるか。私は警備員を別に知っているわけではございませんが、警備員のはうもやはり職業選択の自由というものをも主張する余地が十分ございます。市民としてできることは当然にやっつてよいのではないかと、いう言ひ分もあると思いますので、それとの比較検討をする必要がある。先ほどの護身用具などにつきましても、警備員もやはり自分の生命、身体、の安全を守る必要があるということも一方の理屈でございます。それを一般に禁止するということになりますと、これは逆に言えば、むしろ一般市民との間の不当な差別をすることになるのではないか、平等の原則に反するではないかという議論が他方で考えられるのでございます。

そういう意味におきまして、結局、この労働争議の問題につきましては、私的自治として一般市民が当然できる一つの民間業務を規制するということを考えますと、やはり、特別な公共の福祉の必要がないと法律的には規定しにくい。その必要性和というの、常に警備員を経営者側で使いますと、それが必ず労働争議に不当干渉あるいは弾圧を加えることになるという、その点が明確になりませんと、そういう事例が多いというだけで直ちに法規的につじつまが合うのかどうか。法律に書きますと、今度は必ず逆の立場から憲法違反という議論も起こり得るわけでございまして、私の考えは、要するに、労働争議などにつきまして、具体的な場合に、先ほどから御指摘のあるような乱用のないように、あるいは警察当局その他において、あるいは労働省のほうできびしく監視していくということをお願いしたいのでございしますが、法律の規定に書き込んでしまいますと、また抽象的な議論になりまして、具体的に必要の場合を越えて、なお、いかなる意味においても、労働争議中の会社は警備員を絶対使ってはならないということまで参りますと、あるいは会社の真意というか、あるいはそういう悪意をもって警備員を頼んだのではないという場合のこともないと

は言えない。つまり、会社側の人身事故のようなものが多発するような場合には、常識的に警備員を頼むことも一つの行き方ではないかと、かように思うのでございます。法律の中に入れることについては若干の疑問を持っているということを申し上げておきます。

それから、なお、その他の点では、時間もだいぶ過ぎたようでございますが、十四条、十五条、十六条、このあたりは、警備業に対する規制としてはまことにものともな規定だと思つたのでございまして、「指示」は一番軽いものである。それから、やや悪質なものに對するきびしいものが「營業の停止」。さらに、最後は第十五条第二項にございしますが、「營業の廃止」。こういう段階をとつておりまして、法文の上でも「指示」など十四条に

よって処理できない場合に十五条。こういう段階をつけてございます。十五条で著しく適正な実施が害されるおそれのある場合、そしてもう一つは営業の廃止の場合が一番きびしいのでございますが、これはある意味で当然のことであって、三条の欠格事由に該当する場合でございますから、実は、念のために一応当局が認定を待って、それから刑罰というふうに持つていくための一つのクッションでございますから、この場合は、特に規制される者の、相手方の立場を考慮する必要はない。営業停止の場合、十五条一項でありますと、聴聞の手続を要しますけれども、二項のほうは、むしろ当然のことであって、十六条の適用はないのでございます。こういう点も法律はかなり比例原則的な考えを忠実に書きあらわしている。かように見るのでございます。

時間も参りましたので、なお御質問がございましたら、あとでお答え申し上げたいと思います。以上をもつて私の意見の表明を終わります。

(拍手)

○大石(八)委員長代理　以上で参考人各位の御意見の御開陳は終わりました。

○大石(八)委員長代理 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

なお、質疑の際は、参考人の御氏名をまずお示しを願います。

それから、質疑者の方にお願いをいたしますが、実は、参考人等の御都合もございますので、時間は十二時までに終了をいたしたいと思ひます。いま質問をお届けの方が三名ございますので、それぞれの質問者の方は、そこらを御配慮を願つて、簡潔にお願いいたしたいと思ひます。

最初に、横山利秋君。

○横山委員 川上先生にちよつと端的にお伺いをいたします。

ガードマンの犯罪が最近多いのですけれども、ガードマンの犯罪について、ガードマン会社と依頼会社との間に契約がある。その補償条項で金額もきまっている場合が多いのですけれども、ガードマンの不用意、過失、重大な責任があった場合に、その契約がたとえば六千万円なら、六千万円だけだから、それを払えばそれで済むということになるのでしょうか。その点、簡潔に御意見を伺いたい。

○田上参考人 私の考えでは、具体的に損害についての立証があれば、その契約の範囲を越えて、不法行為の場合には賠償の請求ができると思っておりますが、ただ、契約で取りきめた金額の範囲内でありますと、特別なそういう立証をまたずして容易に賠償をしてもらうことができる。この程度に考えております。

○横山委員　唐突な質問をお二人にしたいと思うのですが、会社がガードマンを頼むなら組合もガードマンを頼むということとは、理論上あり得ないことではないと思うのです。ガードマン同士がけんかをするということに相なる。そういうことは、ガードマン会社がお互いに話し合つて、両方ともそれならやめようじゃないかということになるか。あるいは、金さえもらえばガードマン会社は依頼に応じてやればいいじゃないかということ、勇往邁進するということが、理論上——現実問

題としてあり得ないかもしれないし、あり得るかもしれないと思うのですが、ガードマン会社同士がけんかするということを手想しますと、これは組合と経営者の間にそういうことを誘発をしないようにしなければならぬと思いますが、どうお考えでしょうか。お二人の御意見を伺いたい。

○古賀参考人　いま横山先生から質問があったようなことを考えた組合が実はあるのです。ただし、労働組合の場合は労使関係でありまして、それも暴力行為等によって紛争を激化させ、長期化させるというのを目的としないわけですね。したがって、正常な関係の中で、組合側から見

不法な会社の行為、法理にのっとらないことを追及するということはありません。しかし、ガードマンが前面に出てきて暴力をふるうということなどで、わがほうもそういうガードマンを依頼をして双方にやらしたらいいのではないかという意見を持った組合が実はあるのです。唐突な質問じゃございません。しかし、それは法治国家における労働関係の正常なあり方じゃないという立場から、労働組合はそういうことをしないのでありまし

て、したがって、私が第八条で特に強調したように、この原案も「団体の正当な活動に干渉」云々というのは、この説明を見てみましても「労働権、争議権、」云々ということで重視してごいますし、そのことをもっと明確にすべきだという立場から申し上げているわけでございます。

○田上参考人 いまの御意見、大体私も同じよう

に――暴力ということになりますと、それは経営者のほうも、あるいはそういうガードマンを依頼した組合のほうも、両方の行為がやはり違法となるのであって、依頼そのものよりも、むしろ、暴力を行使する警備員の行為はいずれも犯罪というか、程度によりますけれども、そういう意味において当然法的に規制されなければならない、かように思うのでございます。それはむしろ警備業法以前の問題ではないか。警備業法は、むしろ一般の市民生活における法律を守ることを前提とし、

規定は規定として明らかにしながら、次のように修正することが必要ではないかと考えておるわけですが、この法案の原案を大部分は生かしまして、「他人の権利及び自由を侵害し、」云々とありますが、「又は個人の生活と正当な活動に干渉はしてはならない。」これが第一号です。第二号としては、この「団体の正当な活動」というものをもう少し明確にするという立場から、「警備員は正当な組合活動及び争議行為は一切介入してはならない。」この一点を列挙的に明記すればいいのではないかと、いふうに修正案項として考えているところであります。

○横山委員 古賀さんにそのところをちょっとお伺いしたいのですが、第十五条の二項は「公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当する者が警備業を営んでいるときは、」とありますね。そうすると、現に警備業を営んでいない者が臨時にガードマンの仕事を頼まれて会社に派遣をする場合——警備業を現に営んでいない者というところ、たとえば、清掃会社をやっておるとか、あるいは何か露店活動をやっておるとか。そういう警備業を営んでいない者が頼まれて派遣をしてこの第二条に定義するような仕事をやった場合はこの法律に該当すると思われるおそれがあると思うのですが、その点はどうお考えでございましょうか。

○古賀参考人 先ほどの質問の中でちょっと私勘違いをしたのですが、那珂湊の問題を、私は、新聞で知る限りの判断で申し上げますが、やはり警備業を営んでいなかった人が、私どもの表現で言います暴力団的な人を紹介をしたという事実でございませう。ああいう場合はこの法律では適用されないのではないかと、いふうに判断いたしました。

○横山委員 田上先生はどうお考えになりますか。

○田上参考人 警備員というのは「警備業者の使用人その他の従業者」ということに法律で定義されておりますし、また、あとのほうの監督の規定も、警備業者に使われている者、だから両罰規定

定のようなものも出てまいりますから、警備業と直接つながりのない、個人的に法律の第二条に書いてあるような行為を行なった場合には、これは当然に警備員としての法の適用を受けないと私も考えております。

○横山委員 その点について、従来の事例から言って、どうもこの法案の不備な点があるのではないかと、いふ感じが私にはするわけですが、田上参考人に重ねてお伺いしますが、この法案にそれが含まれないとしたならば、それが法律の抜け道として発生するおそれが多分ではないかと思ひますが、それを防止する方法はどうしたらいいでしょうか。

○田上参考人 私は、やはり一般法令によって規制すべきではないかと考えております。警備業法は、これが全部というのではなくて、警備業なり、警備業者なり、あるいはそれに使用されている警備員についての一応規制でありまして、それ以外のものは全く野放しというのではなくて、むしろ、法律の規定しておりますのは、周辺の人々に対して、その生命、身体、財産に危害を加える、あるいは損害を加えることのないようにという意味でございませうから、これは、ある意味で、一般の法の原則から見ても当然のことであって、それを部分的に警備業というワケの中に入るものについて取り上げておられるものであって、このワケから、法律からははずれるものについては一般の法令でよろしいのではないかと。たとえば刑法の規定もございませうし、軽犯罪法の規定もございませうし、今日ではむしろ警備法のよりなもの——これも警備業と警察官とは違いますが、しかし、警察官が今度は警備業のあり方について規制を加える場合には、当然考えてよからうと思うのでございませう。一般市民の一種の暴力的な行為に対する規制と同様に考えていただきたいと思います。

○横山委員 もう一つだけ……。意見の交換になって恐縮であります。詰めた話で、これだけ社会的な評価問題があつて法定す

る警備業なので、それから、届け出制でなくて、登録制ないしは、進んでは免許制というものが考えられてしかるべきではないかと私は思うのですが、私の感じでは、もうとにかくさああたりつくろうという感覚がこれは少し強過ぎるような気がするのです。あるべき姿としては、登録制、免許制なりにして、ほかの法律でもございませうに、この登録ないしは免許された警備業以外の者が警備業務を行なつてはならないといふうにすべきではないかといふうに考えるのですが、その点だけ御意見を伺つて、質問を終わります。

○田上参考人 警備業というものが独占的な、特に届け出なり許可を受けた者に限つてしか行なえないといふことになりまして、これは、ちょっと狭い。つまり、根本は正当防衛とか、緊急避難といふところにあるいはつながるわけでございまして、そういうことは法律の規定がなくても、当然に民間人として行なうことができる。かように考えておりますので、それは、いま先生の御意見がありましてけれども、私は、さように、届け出をした者に限つて警備業なりあるいは警備員を使ふことができるといふうには考えないのでございませう。

もう一つの御意見でございましたが、許可制と現行法案の届け出制との違いでございませうが、これはいろいろところで、デモ行進などについても言われるところでございますが、私も、それは、具体的に違つていないと思ひます。届け出制でありまして、決して無条件に放任するわけではなくて、届け出によつて秘密の業務といふものが禁止されるわけでございませうから、明らかにしますと、行政当局としてはこれを監視して、そして公安を害することのないように規制を加えることができるわけで、直接には、いまのこの法案であります、十四条以下、あるいは十二条以下といふことになりませう。それから、そもそも初めから欠格者でありますと営業の廃止。これはある意味で禁止でございませう。許可制は、法律的に一般に禁止を兼ねて、具体的な場合に、必要のない

と判断される場合に禁止を解くといふ行き方でございませうが、届け出制のほうも、禁止といふ、あるいは営業の廃止といふうな制度が伴つておりますと、結局は、一応一般には自由を認めて、しかし、具体的な場合に、必要があれば禁止していく。こういうことでございませうから、多少手順の前後はありますけれども、それほどの大きな違いはないのではないかと。許可制の場合にも、内容によりまして、一定の場合に許可しなければならぬといふうなことでなくて、全くの当局の自由裁量によつて許可をしたりしなかつたりといふことでありますと届け出制とは非常に違ひますが、それでなければ、届け出制とそれほどの区別はないと考えているものでございませう。しかし、むしろ許可制のほうが届け出制よりきびしいことは確かでございますから、届け出制による規制で十分と思ひます。現行法案においては、警備業法として、一応届け出制であつてもこの監督は行なえることになつておりますから、特に許可制に変えなければならぬといふ私は思ひませんのでございませう。しかし、許可制にしたら憲法違反であるとか、あるいは法案に絶対に賛成できないとかといふ意味の御質問でございませうから、これは程度でございませうから、許可制であつても私は反対でございませうけれども、許可制でなければならぬかといふと、警備業の事情では、届け出制で一応やつてみるといふことが適当だと考えております。

その意味は、言うまでもなく、関係の業務といふか、あるいは営業の自由をできるだけ尊重する。今日、主として風俗あるいは衛生の関係で営業の規制がかなり多くなつておられますが、こういうものにつきましても、常識的に言へばもう禁止したほうがいい、許可制できびしくやつたほうがいいと思はれるものでありまして、かなり自由に許されておられる。そういうところに規制を加えるには、かなり具体的に明確な、公安を害する、あるいは公共の福祉に反する事態でなければ許されないといふ。終戦後の一般の考え方が今日

あると思うのでございます。

○大石(八)委員長代理 和田一郎君。

○和田(一)委員 時間がありませんで、一、二問だけについてお聞かせ願いたいと思えますけれども、実は、武器の点でございまして。警棒といいますが、護身用具ですね。そういったものの点でございまして、田上先生は、一般人が常に常識的に持っているのはいいのじゃないかという御意見を伺っていますが、私、古賀先生のその点の御意見をちょっと聞き漏らしたのですが、武器を持つ持たないについての御意見をまず古賀先生からひとつ……。

○古賀参考人 私が意見を申し述べたのは、当委員会に提出されております調査室の資料の中にも、サンケイ新聞が千名の人に対しての調査した結果が出ております。この結果でも、ガードマンに対する用具ですが、これは六四・八〇程度の人から必要はないという意思表示があったわけですね、これは国民感情ではないかと思うのです。ただ、私どもが直接労使関係の場で見ますと、横山議員の質問にも答えたように、労働組合は暴力的行為を行なうという意思は毛頭ないわけなんです。それに、会社の方で委嘱をしたガードマンが警官類似の警棒を持ってわれわれの前面に立つ。そのことによって負傷者が続出しているという現状があるわけです。したがって、原則的にはこういう護身用具というものの携行は必要はない。一般人と違ひ、同様でないからという田上先生の御意見もありましたが、特に、金銭輸送とか、あるいは夜間の工場なり事務所の警備等の中では、この法案の説明の中にも書いてあるように、一部そういうことを必要とする場合があるかもしれない。しかし、労使関係の場においては、警棒にしても絶対禁止していただきたいというのを申し上げました。

さらに、もう一点は、服装の問題について述べたのですが、普通、工場あるいは会社の警備員として守衛等の任務に当たっておられる保障会社の警備員の方は、非常にスマートな服装をしてお

られるのです。ところが、労使紛争の前面に立つてくる場合は、全く機動隊まがいのヘルメットにも投石よけというものがついておるし、手にも、機動隊と同様に、皮の手甲やはんをはめておるし、くつは非常に強固な安全ぐつである。そのくつで腹部等をけられたという事例等もあります。したがって、機動隊類似のそういう服装だけはやはり禁止をしていただきたい。このように申し述べたわけでございます。

○和田(一)委員 私、何も労働争議のことだけをお聞きしたわけじゃないのですけれども……。

○古賀参考人 だから、労働争議の場合は、と言ったのです。

○和田(一)委員 けっこうです。古賀先生のはわかりました。
田上先生にお聞きいたしますけれども、一般人の程度ならよろしいというおことばですが、もし屋間警棒を持って……労働争議じゃなく、普通のその辺の警備とかいろいろございましてね。たとえば、日曜日等は学校の警備もついておる。先生の宿直をやめて、そういう人がついておる場合があります。そういう場合に、一般人は昼間から警棒を持たないですね。何か身に危険を感じたときとか、そういう予想をされるときは持ちますけれども、その点についてのお考えはどうでしょう。

○田上参考人 お答えいたします。

私も、ただいまのような場合には具体的に必要がないと思われる場合もかなりあると思えます。先ほどもちょっとお話がありました、夜間のような場合はちょっと別だと思いますが、十条の第二項を使ひまして、公安委員会が制限する、一般の人には許されることであっても、特に警備員には許さないということが十分可能だと思います。そういう意味で、結論的には、警備員に一定の間、一定の場合においては警棒の携帯を許さないということも十分考えられるし、また、この法律で可能だと思っております。

○和田(一)委員 時間がございませんで、これで終わります。

○大石(八)委員長代理 門司亮君。

○門司委員 もう時間がないから、田上先生にちょっとだけお聞きしておきますが、先生のお話を承っております、この法律の中にはいろいろな点があるかと思いますが、概念的に申し上げますと、この法律はそれらの事象を実は書き過ぎ

ておる。もう少し明確にあらわしたものでないかと、非常に疑義の多い文句をたくさん使っているという印象がするのです。さつきからいろいろお話がございまして、第二条についてはかなり書き過ぎた面があると私は感ずるわけでありまして、したがって、この「定義」が書き過ぎであり書き過ぎた面がある。たとえば「護身用具」のところでも、こういうことを書くのなら一般人も同じでありますし、もしこういうものが必要だとするなら、この辺はもう少し厳密に書いておく必要がある。それから、たとえばその業務につく場合、「業務を行なうにあつては」と書くというところになると、これは全体を包含したてまいります。したがって、夜警なら夜警をする時間だけ、工場のまわりをぐるぐる回るときだけ持つて歩くというなら、これはそれで一つの考え方がある。しかし、この場合も、これが義務づけられて、そして何か特権のような感じをこの文章だけ読むと与えられますので、そういう書き足らない面と書き過ぎた面とがあつて、私どもとしては、この法律を何でこしらえているのか、どうも一貫しないようなものを感ずるわけでありまして、その辺についての御感想だけを承つておけばけっこうだと思

います。
なお、詳しく言いますと、第二条の一項の二号において、「人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務」とありますが、これはこのとおりに読みますと、全く警察業務なんです。こういうものをここに含ましてい

る。こういうふうに見ますと、何かしら非常に言わなければならないことを言つてみたり、あるいはまた抜けたところがあるというふうなことで、何か、ガードマンの職業としての保護をするような形の面がかなり強いように見られるのですけれども、その辺の御感想だけを聞かせ願えれば幸いです。

○田上参考人 いまの最後に御指摘になりました二条の一項の二号なんか見ますと、一般の道路の場合には、警察官が行なっている交通の規制でありますから、特にガードマンを依頼するという必要はないし、また、余地もないと思うのでございまして。しかし、車両の雑踏というところについては、公というか、一般の道路のほかに、なお、私的な会社が専用するようなどころもあるのじゃないか。たとえば申しますと、駅の場合は、道路でなくとも、駅の構内において乗客が通行するかなり雑踏する通路もございまして、会社の場合、そういうふうなことが民間の施設の場合にもあり得るわけございまして、そういう場合に、適宜警備業のほうに交通整理を依頼するということは許されてよいのではないかと申すのでございまして。しかし、御指摘のように、いまの御質問の根本は、なぜこういうふうな業務を限定したのか、あるいはこれ以外のものはないのかあるのか、あるについては、二条にあらわしております範囲につきましても、むしろ、普通の人ではできないこと、この法律によって警備業ができるようになっていふふうな印象が一般には持たれると思うのでございまして、私も、そこまで詳しく書かなくても、むしろある意味で注意的な規定というふうな考えておりますので、警備業として届け出た者でなければ当然にはできないというふうな制限をいたしますと、かなり窮屈な感じがいたします。しかし、それだけ一方では、二条に列挙されたような事例は、警察官は別としても、一般の民間でこういう営業を行なわせることは弊害がある、危険があるということから、少なくとも、この限度に

おいて警備会社が業務を行なう場合には、この法律によって規制する。しかし、私の考えでは、警備会社は、必ずしも二条に列挙された以外のことをしてはならないとは思わないのでございまして、その限度では、この警備業法から離れて、一般の市民として守るべき法規を守っておれば差しつかえない。別にそこまで禁止するような趣旨ではなからうと考えております。

詳しく書き過ぎたという、なんでございすが、つまり、この法律が適用される範囲をここで二条で明記したというふうに考えまして、営業の実態は何もこの二条で限定されるとは考えないのでございします。

○門司委員

もう一つだけ聞いておきます。
私がいまお聞きいたしましたのは、そういう議論をすれば切りがないのでありまして、道路の維持管理や整理というものは必ず犯罪がついてくるものでありまして、交通違反があれば取り締まらなければならぬ。こういう形が出てまいります。したがって、お葬式とか、あるいは、何かの工事の都合で大きな車が入りするから、その会社の人が事故防止のために一応協力するということにガードマンを頼むということは考えられることです。また、こんなことを書くなくたって、通常やっていることだし、またやらなければならぬことだ。その人たちの責任においてやらなければならぬことです。

それから、あとは、刑法との関係がどうも不明確な点がたくさんある。現行犯の逮捕というようになことにつきましても、これは刑法によればだれでもできるのであつて、ガードマンに特権を与える必要も何もないことである。ここにそういうものを書いておきながら、肝心な——その場合は、刑法によりまして、直ちにこれを警察に引き渡さなければならぬという規定がはつきりしておる。この場合にはその規定がもっともでないですね。現行犯逮捕だけはここにあげておるけれども、それから先の処置というものはちつとも書いてない。したがって、やっております人があや

まつてそこで身分を調べたり、あるいは会社に損害を与えるものとみなして逮捕するのでしようから、いろんな行為に出やしないか。そういうときには、やはり、必要以上に被疑者の人権を侵す場合がありはしないか。法的に何にも根拠を持たない人がそういう行為を行ないはしないか。そういう危険性があると私は思うのです。そういうことをずっと考えてまいりますと、銃砲刀剣等についても刑法の二百八条との関係等が出てくるわけでありまして、どうもその辺の取り組み方というものは少し欠けている点がある。したがって、どこまでも憶測をすれば、ガードマンに対する特別の権限を何か与えているというふうな印象をことさらに与えるような気がする。御質問したわけなんですけれども、その辺の書き方等について、きょうはお約束の時間がちょうど十二時になっておりますので、これ以上は許されなないと思ひますが、先生の御意向で、何とかもう少し書き方がありはしないかというふうな点がございします。ならば、先ほどお伺いをいたしました、大体先生の御意見はわかつておりますし、全体にどうという不備もあるというふうな御趣旨のお話があつたことも承知をいたしておりますので、私は強く要求するわけではございせんけれども、その辺の事情を、もしお聞かせが願えれば聞かせておいていただきたいと思ひます。

○田上参考人

門司先生の言われるとおりでございまして、この法律は、とにかく警備業に関連する社会に与えるマイナスの面を除去するということ。つまりそうなりますと、警備業というものは大体病理現象であつて、弊害が非常に多いから、その弊害を未然に防ごうということに注意を集中しております。先ほどの違反者を逮捕するとかいうような、ガードマンがある意味で多少とも社会に貢献するような積極的な価値を認めるというふうな趣旨はほとんど入っていない。また、それが立法の趣旨ではなかつたかと思ひます。ございす。それが、先ほどの八条にもありますように、逮捕などは、一般の原則にしたがひまして、むろ

ん現行犯の逮捕はできませんけれども、本来の逮捕は、罰則がありまして、罰則に触れるような場合にはむろん逮捕という問題は直接は考へていないと思ひますが、令状がなければ逮捕できないということ、これはもう初めから警備業法の範囲外というふうにして、直接関心を持つてこの法律が規定されているのは、警備業から社会に害悪を流さないように、できるだけ害悪を未然に防ぐということに集中されていると思ひます。ございします。それだけに、逆に申しますと、警備業者のほうから言うと非常に不満があつて、プラスは何もない、マイナスだけだというふうな意味。また、多少とも警備業によって恩恵を受けると言ふのは悪うございしますが、ある程度利益を受けている者にとりましては、もう少し違った見方があるのじゃないか。しかし、いまの御質問はそういう御趣旨ではないと思ひますけれども、これは新しい問題でございしますから、この法律が適用された結果をしばらく見まして、また、警備業をもう少し社会的に評価していいということでありましたら、法律に、保護育成あるいは特別なそういう積極的なものを、場合によっては監督の規定も入れることになるのじゃないか。現在は、公安委員会が監督するといひましても、育成するような趣旨のことはほとんど何もなくて、ただ害悪を防ぐという消極的な監督しか認められていないのでございします。現状では、この程度で警備会社の様子をしばらく見るといひますか、実績を見た上で、なお近い将来に検討すべきではないかと考えております。

○大石(八)委員長代理

これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人に申し上げます。

長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

この際、午後一時から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後四時四分休憩

午後一時十分開議

○大石(八)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。
内閣提出にかかる警備業法案を議題とし、質疑を許します。

質疑の申し出がありますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 まず、この法案の審議に先立ちまして、法案が必要とされる根拠を伺いたひわけでありまして、常識的に言えばガードマン会社が発生するにそれだけの理由があり、そして、それがもうかつていくからネコもしゃくしもどんどん会社をつくっていく。今後また非常にふえていく可能性はある。それは、それだけまた利潤があるからであります。しかし、一般的、常識的に考えなければならぬのは、一体警察はどうしておるのか、本来警察の守備範囲ではないのかどうなのかという点であります。

このガードマン会社に依頼をするという心理をいろいろ分析してみますと、一つには、潜在的な警察に対する不信があると思ひます。第二番目には、警察に頼んでもやってくれないからという点で、これは警察側から言ひますと、そこまでは私も手が及びませんよという、警察の介入のらち外にあるという問題があるかと思ひます。それから第三番目には、警察がやるかと思ひても、それはやらなければならぬけれども、手不足であるからやれないという問題があるかと思ひます。それから第四番目には、その依頼する会社の特殊な理由がある。もちろん警察に頼んでもいいけれども、自分の思うままにやらせたいという特別の社内理由があるかと思ひます。その社内理由を分析してみますと、この法案の問題点になります。会社内の争議行為もありましょうし、それから、警備員で社内採用するよりもガードマン会

社がやったほうが安いという、配置転換的要素が
あろうかと思ひます。それからまた、社内の特
な機械、特殊な品物、金だからという理由があ
ろうかと思ひます。そういうふうには、まだほかに
あろうと思ひますが、ガードマン会社が発生する
理由の幾つかのうち、と言つても、大半は、あ
るべき警察の姿を、これを契機にしてもう一ぺん
問われておるといふふうな反省をしなければいけ
ないのではないかと感じています。私はいまは
が、いまだたくさんあるガードマン会社を規制す
だけの理由はあるにしても、その根底になる警察
は一体どうなんだ、ガードマン会社の純出する条
件について警察はどう考えているのか、本来警察
がその大半は処理し得られないのか、自分の範囲
外だといつて知らぬ顔ができるのか、という点に
ついて、基本的なものの考え方を伺いたいと思ひ
ます。

○後藤田政府委員 ただいま御質問にございま
したように、警備会社というものが続々と生まれ
てくる。その社会的、経済的背景は、御指摘のよ
うにいろいろあるかと思ひます。警察がやって
くれないとか、あるいは警察の介入のちのちのこ
とであるとか、あるいは手不足であるとか、ある
いは依頼者の特有の理由とか、いろいろあるこ
とは事実でございます。そこで、警察としては、
こういう事態に対して一体どう考えておるのかと
いうことですが、先般の当委員会でもお答
えいたしましたように、この種のものが純出をす
るという背景を考えた場合に、警察として反
省すべき点が多々あるかと私は思ひます。そ
の点については、私も十分考えなければならぬ
と思ひわけでございますが、ただ、御案内のよう
に、警察というものはやはり一定の限界もある
。また、現状で、かゆいところに手が届くといつた
ようなところで警察が必ずしもやれないという
現実もある。この現実についてはもちろん反省し
なければなりませんけれども、そういう現実があ
ることは疑いのないところであらうと思ひます。
他面、個人なり団体なりというものが、自分自身

の財産なり生命といったものを、自分の手で、で
きる限りの範囲で管理をし、守っていくというこ
とは、当然の基本的な権利としてあるわけであ
る。そういったことから、片方には、何となく社
会的な不安があり、一方にはそういった基本的な
権利があるというふうなことで、その基本的な権
利に基づいて、それを他に依頼をする。こういう
ことで今日出てきておると思ひます。そこで、私
どもとしては、こういった社会的な背景を考え
て、これは反省すべきところは十分反省しなけれ
ばならぬ。しかし、いま言いましたように、警察
ですべてをカバーするというわけに必ずしもいか
ないという現実面も否定できない。そこでこうい
うものが出てきた。出てきた結果、今日、至るこ
ろで、要当でないいろいろな事案が発生をして
おる。だとするならば、そういった観点から、こ
の種の会社について、外国と同じように、弊害面
を少なくとも最小限に防止をするという立法をす
ることによつて、こういった会社のあることによ
つて生まれておる社会的な不安というものを除
去しなければならぬ。こういうような意味で、今
回最小限の立法に踏み切った。これが実情でござ
います。

もちろん、私も私としては、こういったものが
出てきた背景を考えて、警察として反省すべき点
は十分反省いたしておる。これが実情でございま
す。

○横山委員 反省はするが、すべてを警察ででき
ないというあなたの御意見はわかりました。問題
は、そこが、今後年月を経てどういう形に落
ちついていくかというのを私は心配するわけであ
ります。警察の職分であるけれども、全部が全
部、手不足でそれができない。したがって、そこ
にガードマン会社発生要因があり、現実としてそ
れを認めざるを得ない。ならば、要するに、警察の
分野の一部をガードマン会社が事実上――事実上
ですよ。行なうということになっていくことを現
認をせざるを得ないではないか。そうすると、国民
と警察の間にもう一つ、ワンクッション、事実上

の警察事務というものがあつた。また、警察として
も、本来おれたちがやることだけれども、事実上
それらがやっておることを認めるということにな
る。便利もいのであるから、警察としても、
ガードマン会社を指導育成をしながら、事実上の
警察事務がそこで行なわれていくことを確認し、
そして、よりよきその業務が行なわれていくよう
に指導する。こういう方向に事実上なっていくの
ではないかと私は思ふのですが、その観測に誤り
はないか。これは法律的な問題ではありませぬ。
そして、その傾向というものが好ましいとあなた
はお考えでしょうか。好ましくなくとも、實際問
題としてしかたがないとお考えでしょうか。

○後藤田政府委員 私は、その点についても先般
の委員会でお答えしたのですが、私は、この種の
ものが純出をするということが好ましい状況であ
るとは考えないわけですが、これは、ことばは必ず
しも適切でないかもしれませんが、やはり必要悪
といったような考え方では対処しなければならぬ
と考えておるわけでございます。もちろん、ただ
まおっしゃったように、事実上ということになる
と、警察がやるべき分野ではないのかとおっしゃ
れば、そうでないんだと言ひ切るわけにもまいり
ませぬ。しかし、さればといつて、警察の分野な
んだ、そのとおりだということも言ひ得ない面も
あるのではないかと。というのは、先ほど言いま
したように、本来、どんな人でも、財産なり生命な
りは自分自身の支配下に置き、管理を自分の力
でやっていくという権利はあるのですから、それを
自分の力でやるか、それとも他に委託するかとい
うことは当然出てくるわけでございます。そこま
で全部警察が担当すべきかといふと、それは
ちよつと違つたところと思ひます。しかし、先ほど言
つたように、反省しなければならぬというのは、本
来警察がもう少しやればいじやないかという点
も、そこに手ばかりがあるから出てくる面もあ
る、しかし、その範囲外の面もやはりあるのでは
ないか、こういうふうな私自身は考えておりま
す。いずれにいたしましても、この種の会社が統

出をするという背景については、必ずしもこれは
好ましい傾向ではない、しかし、現実には、ある以
上は、これらの面の弊害を除去するんだということ
に踏み切らざるを得ないのではなからうか、かよ
うに考えて立法いたしたような次第でございま
す。

○横山委員 私の言っているのは、認識としては
あなたと一緒なんです。つまり、警察の範囲外の
問題もある。警察の範囲内の問題もある。両方あ
る。この点は一致しているが、範囲内の問題、本
来警察のやるべき職分の問題をガードマン会社が
やるという現実を、現実問題として認めてしま
う。認めてしまつて、そのガードマン会社を指導
育成し、社会的地位をしっかりとさせるということ
は、今後一体どういう方向にそれが行くかといふ
点について、私は、少し心配をしておるわけ
です。しかも、いまでも、警察からガードマン会社
へ役員、職員が行つておられる。これから指導育
成となると、どんどんと警察からガードマン会社
へ人が行かれる。指導関係は密接になる。そし
て、好むと好まざるにかかわらず、それがだん
だん警察の傘下機関的な状況になることは、どん
なに強弁をいろいろいたしましよとも、見え透
いた話である。そうすると、いつの間にかやがて
はガードマン会社を通じて国民の特殊な問題に
ついては相談をする、一部の問題はガードマン会
社を通じて自分の仕事をやる、という傾向にな
っていくことを私はおそれるわけです。私が言うの
はおわかりになったと思ひますが、その点は、
この出発にあつたのはつきりしなければならぬ
。ガードマン会社は国民と警察の中間機関では
ない。問題が起これば、あくまで警察と国民の問
題であつて、ガードマン会社を通じて警察事務を
やつては断じて相ならぬということをお断りいた
す。これは、起こるべき数々の問題という
ものが、人事に、指導に、あるいはガードマン会
社の運営に、いろいろな面で役所の仕事というも
のはそういう方向へ走るおそれがある。犯罪事件

が発生した場合においても、ガードマン会社が熟練しているから、まずガードマン会社に事情を聞いて、いろいろなことをやったり、それを通じてやっつけていく傾向というものがあつた。そういう点を私は心配するのです。そこをはっきりしてくれ、こう言っているのです。

○後藤田政府委員 私どもも、ただいまおっしゃったような点を心配いたしております。警察の本来の分野に属している仕事をやる、その現実を今回の立法で認めるということになりはしないのかという御心配でございますが、私は、その点とは認めないようになりたい。本来警察でやるべきことはやはり警察でやる。そして、個人なり団体なりが、本来自分自身の固有の権利として持つべき管理権といふか、生命、財産を、自分自身のものは自分で守るといふ固有の権利といふか、その範囲内のことしか認めない。本来警察でやるべきことに警察会社が手を出すということは、誠にいまして、つまみ、最近のテレビ等に出ておりますようなブライベートポリスの思想、これは私はわが国においては認めたくないといふのが私の基本的な考え方でございます。

○横山委員 その観点からお伺いすることが適当かどうか分かりませんが、たとえば「欠格事由」の第三条について、ほんとうにその証拠を知り得るかどうか。第七条の規定についても、ガードマン会社がそれを知り得るかどうか。その点について、ガードマン業界から、期待不可能なことをきめてもらつても問題であるといふ、御存じのような意見が寄せられております。あなたのほうは、「警備員の名簿等」を十二条で定め、十三条で立ち入り検査するのであるから、警備員の名簿を写してきて警察で調べたところ、これは前科者である、これは執行を受けてから三年もたつてないといふことがわかつた場合に、ガードマン会社に対してそれを告知して、おまえのほうの何の何がしは違法者であるといふことを教えるのですか。教えないのですか。

○本庄政府委員 最初の欠格事由についての、知り得るかどうかという問題でございます。

欠格事項は、御案内のように、第三条と第七条と両方ございます。第三条のほうは、警備業者自体の欠格事由でございます。これは本人のことでございますから、通常は一応知つておるというふうに考えております。それから次の七条でございますが、七条の一項では、「十八歳未満の者又は第三条第一号に該当する者は、警備員となつてはならない。」とあつて、この「十八歳未満の者」は明白でございますが、「第三条第一号」つまり、これは警備業者の欠格事由と全く同じ欠格事由であります。これに「該当する者は、警備員となつてはならない。」これは本人に対する認識程度と申しましうか、それを明確にしたわけでございます。問題は、二項の「警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。」といふことで、この点につきましては業界のほうからの意見が出ておるのかと思ひますが、御案内のように、日本の現在の制度のもとにおきましては、他人のいわゆる前科、欠格事由について完全に知る方法といふものはございません。したが、いまして、この規定は、ある人間が欠格事由に該当しておるというのを知りながら、警備会社がその人間を警備業務に従事させてはならないといふ趣旨でございます。また、警備業務につける場合には、通常、社会通念上妥当と思われる範囲内であるような調査をやつておるようでありますが、そういう調査をやつてもらつた上で判断していただきたいという趣旨でございます。

それから、第二の、警備員が欠格事由に該当しておるということが警察でわかつた場合にどうするかというのにつきましては、これは、ただいま申しました第七条の第一項で「警備員となつてはならない。」といふことを明確にしておりますから、警備業務に従事することはやゝ悪い。したが、いまして、警備業務でなしに、他の業務に配置転換をしてもらうとか、そういう必要措置をとつていただくように業者に話をする。こういうことにならうと思ひます。

○横山委員 二つの問題ですが、知りながら、というところは、通常調査し得る方法で第三条の欠格事由に該当するかどうかを調べて、それがわからなかつたら、それは罪にならないというお話です。通常の方法といふのは、まあ、常識上のことをおつしやるんでしようけれども、あいつは前科者であるかどうか、あいつは禁錮の刑に処せられたかどうかといふことはある程度わかるでしようけれども、そのほかのことについては、そんなにわかるものではない。調べようがない。警察に聞きにくいわけにいかぬとなると、この第三条は半ば空文化するのではないかと思います。いかがですか。

それから、第二番目の名簿は、立ち入り検査と、それから報告を受けることによつて、何のだからが第七條第二項に違反するといふ具体的な名前と、その原因をあげて警備業者に通告をするわけですか。

○本庄政府委員 この欠格事由が空文になるのではないかと御質問でございましたが、第三条の「警備業者の欠格事由」そのものについては、先ほど申しましたような理由で、空文になることは全くないと思ひます。

問題は第七條のほうだと思ひますが、これにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、業者が知りながら警備業務に従事させてはならない、あるいは、何らかの常識的な妥当な調査もしないで警備業務に従事させるというようなことはやめていただきたいという趣旨でございます。そういう通常、社会通念上妥当な方法、努力によりまして調査をしてもわからなかつたという場合には、現在の日本の制度から申しますとやむを得ないんではなからうか。

それから、第二の、業者に告知するという件でございますが、やはり、これは、何のだけれどという氏名を言わないと、業者としては配置転換その他必要な措置がとれないわけでございます。か、最小限度そういう措置をとるに必要事項は

教えてやらなければならないと思つております。それ以外のよいいことはもちろん言う必要はございません。

○横山委員 あの警備員は第三条第一項の該当者であるといふことを警察が告知することは、警察に許されておる権限ですか。

○本庄政府委員 そういふことをしてよろしいという明文の権限授与規定はございませんが、この立法の趣旨から申しまして、それを告知することは認められる。いわゆるブライバシーの侵害といふか、そういうものには本件の場合には該当しない。かように考えております。

○横山委員 もう一べんくどく聞きますが、いかなる理由があつて、本法の精神から言つて、どこ何条によつてそれが理解せられるわけですか。

○本庄政府委員 どこの何条によつてこういうことをやつてよろしいという明文の規定はございませんが、先ほどからお話の出ています第三条の「欠格事由」、これを引用いたしました第七条の「警備員の制限」、それから第十四条の公安委員会の「指示」、その他、この法律の立法の趣旨等、法律全般からそういうことが認定できると思ふのであります。具体的に申しますと、いま申し上げましたような幾つかの条文が該当するんではなからうか、かように考えております。

○横山委員 もし、そういうことが必要性があり、妥当性があるならば、国民のブライバシーに関する基本的な問題でありますから、少なくとも、十四条なりどこかに、それが必要であり、妥当であり、しなければならぬことだといふことが指示の中の一部に挿入をされなければいかぬ。何のだけれどは禁錮に処せられたことがあり、あるいは三年を済まない者であるといふようなことを、法文の全体解釈として、ブライバシーの侵害をしなくても差しつかえないという解釈は、私は少し強権ではないかと思ふ。もし、それがどうしても必要であり、この法律を貫くために必要なことであるならば、根拠法といふものを明確にする必要があるのではないですか。

○本庄政府委員 法律全般から申しましたのは、いわゆるそういう考え方のバックグラウンドになるものという意味で申し上げたわけでございます。具体的には、先ほど申しましたような三つの条文、特に十四条の「指示」のところ、全文は長いですが、最後のほうの「当該警備業務に就し、当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。」という規定に直接基づくというふうにお考えいただきたいと思っております。

○横山委員 まあ、私もそういうお答えがあるのではないかと申してはいたしけれども、とにかく、憲法上でも個人の基本的権利とされる、人権侵害という問題について触れる基本的な問題を、抽象的に法文化されるといふ点については、私はいかがかと思つてゐるわけです。この点は指摘をしておきたいと思つてゐます。

問題がそれでしたが、私が先ほどからたししておりましたことは、警察とガードマン会社との基本的なあり方なのであります。お答えによれば、要するに、あくまで国民と警察との関係であつて、まんなかに警備会社が存在するというような行政問題はあり得ない。私的警察というものは認めないわけでありまして、その点は、今後、この法律が制定されて施行をいたしていきます過程で、あらゆる面でも、それを基本的な運営の方針としてお考え願ひたいことを強く申し上げておきたいと思つてゐます。

それから、その次の基本的な問題として、先ほど私があげました警察に対する不信の念という問題であります。少し問題がそれまして恐縮でございますが、最近、どういふものか、警察官の不法行為、不当行為というものが続出して、新聞に目立つやうであります。これは、警察官の酔っぱらい運転とか、警察官の暴行事件というものは、社会的に目立つから、あるいはよけい目立つのかもしれません。しかし、それにしても、最近私どもの目に非常に触れて、たいへん遺憾千万のよう

な気がします。この間汽車の中で買つてまいりました週刊雑誌を見ますと、五十一歳の巡査部長が人妻に横恋慕して、果てはろうぜきをしたと出ています。別にこれがあるから買ったわけではありませんが、まあ、退屈しのぎに買った中いきなりその記事が出ておまして、これが真実であるかどうかは私もわかりませんが、たいていへん残念なことだと思つてゐます。

試みに、昨年来の警察官の非行行為というものはどんなものがあるだろうかと思つて、私、多少整理をしてみたんですが、実に多いですね。「警官また不祥事 飲酒しけんか傷負わす」、「深夜のひったくり男 捕えてみたら刑事」、「琉球警察本部長が辞表 警部殺し、不祥事の責任とり」、ちよつと古いですが「他人の家で荒れ狂う」酔っぱらつて「自宅と間違へて投げ飛ばし殴る」等、そのたびごとに警察庁としては全警察官に自覚呼びかけといふことをなさつておるわけでありまして、一体どう考えたらいいのでしょうか。あなた方が文書をつつ出したら、警察官の皆さんがたいへん悲しかったと思つておやめになることでもなからうと思つてゐるんですが、「警官が愛人殺す 死体、ダムに沈める」「短銃暴発 同僚死ぬ 第七機動隊待機中の巡査」ここに「官庁別の汚職役人調べ」がありますが、これは去年の十月の記事であります。警察関係が三十四人。一番多いのはもちろん大蔵省関係で、これの五百五十四人に比較いたしますならば少ないほうであります。こういう司法関係で一番大事に考えなければならぬところで、堂々と各省と肩を並べておられることはほんとうに遺憾千万なことだと思つてゐます。

私、ちよつと集めただけでも、実にたくさん警察官の不法行為といふものがありますが、これは一体どういふふうにお考へて、どういふふうになさつておるのであるのでしょうか。

○後藤田政府委員 私は、警察官の九九・九％までの者は、今日、あらゆる困難に耐えながら、使

命感に燃えて仕事をやつておるものといふことを確信をいたしております。しかしながら、同時にまた、御指摘のような非行事件が依然としてあつたと断言いたしません。私は、この点はまことに申しわけないと考へております。ただ、私どもの懲戒事案の内容等をずっと私見ておりますけれども、こういう警察官の非行事件は漸減をしておるということは、ひとつ御理解を賜つておきたいと思つてゐます。しかし、同時にまた、あとを絶たないといふことも申しわけない。また、あらゆる職種を通じて、私自身いろいろな役所の経験がございますが、てまえみそで恐縮ですが、警察官が、他のいかなる職種に比べても真剣に勤務をしておるということもまた言い得ることであらうと、かように私は考へます。しかし、警察官という特殊な任務を持つておる以上、そういうことはあたりまえのことであつて、むしろこれは絶無を期するといふことが私どもの本来的な姿勢でなければならぬと考へます。そういう意味合いから、私どもとしても、非行事件の内容を分析をするに、今日なお、一般的な社会的風潮が警察官の若い人たちにやがていろいろな影響を及ぼしております。したがつて、何よりも肝心なことは、まず採用時に十分注意をすること、採用後の警察官としての基礎教育を徹底すること、さらに、現任教育を徹底をすること。その現任教育で何が重要かといへば、直接若し警察官に接しておる中間幹部が、この若い人たちの心情をよく理解をし、そして、個人的な悩みごとまで何の隔てなく直接接しておる監督者にもが言えるといふたような空気に、雰囲気職場をつくつていくこと。そうすることによって未然にいろいろな非行事件といふものが防止できるのではなからうか。かように考へて、そういう点について、私どもとして十分注意をいたしておりますけれども、今後とも一そう警察官といふものの使命にかんがみて、指導監督に徹底をいたしたいと考へております。

○横山委員 私の家の内見もおまわりさんですから、私は、警察社会の中を、下のほうのことは

わりあい知つておるつもりであります。家庭においても、あるいは地域社会においても、おまわりさんの社会は一つのかきねをつくつておる閉鎖社会だと思つてゐます。ものの言い方から町内会のつき合ひに至るまで、おまわりさんは、自分がおまわりさんだといふ立場で、ある程度かきねをつくつて生活をしてゐます。そういう閉鎖社会にあつてのおまわりさんは、うつくつする気持ち、何か自分を取り戻したいという気持ちが常に潜在的に内攻しておることを私は考へるわけがあります。その内攻しておるおまわりさんに、極端なことを言つて、団体交渉権や罷免権を与えろとまでは申しませんが、あなたのおつしやるように、中間の管理職の優秀な人が少ない。個人的な相談を十分やつてくれといふのも確かに一つの重要な要素だと思つてゐますけれども、そういうおまわりさんのうつくつした気持ちのほけ口といふものがいろいろくふうされなければ、常に内攻をしておる。だから、一ぱい飲む。一ぱい飲んで、おまわりさんを検査するおまわりさんはおらぬのだから、まあ、パトロールに引つかかるようなことはないだろう、おれならいいだろうといふ気持ちで、案外酔っぱらい運転がおまわりさんに多いといふことにつながるのではないかと。これはちよつと発展しましたけれども、要するに私の申し上げることは、この地域社会でも、家庭でも、近所つき合ひでも、あるいは警察内部におきまして、常に一般社会と閉鎖した社会におるがゆえに、特殊な環境にある人たちだ。そういう人たちの、その内攻しておる人たちの人間開放への気持ち、ときには開放されたい気持ちといふものを一体どういふふうにとらえていらつしやるのか、伺いたいものだと思つてゐるのです。

○後藤田政府委員 御説のように、警察官といふものは、一つは仕事の性格、いま一つは、階級社会といふこと、階級制度が非常にきびしいといふようなことで、とかく世間とは何か隔てのある閉鎖社会になりがちでございます。同時にまた、内部でも、何とはなしにもの言ひにくい職

域であるということになりがちであるということ
は、先生御指摘のとおりだと思います。私も
も、実は、そこが一番悩みなんでございます。

私が絶えず言っておるのは、りっぱな職業人
になる前に、やはり社会人としてりっぱになること
が肝要だ、そのためにはどういう教育をすればいい
のであろうかということであり、それに腐心を
いたしております。同時にまた、内部では、先ほ
どもちょっと触れましたように、私もやはり自由
にものが言える警察社会になつてもらいたいとい
うことで第一線を指導いたしておるのでございま
すけれども、残念ながら、必ずしも私が考えてい
るようにはいっていないということも事実でござい
ます。これは、私は、ただいま御指摘のような点
を十分頭に置いて今後とも努力をいたしていきた
い、かように考えます。

○横山委員 どうもお答えが私は腹に落ちない点
があります、もう一つ前へ進めてみます。

私は愛知県出身であります、特定の名前を出
してはなんでありませんが、現在の本部長さん、前
の本部長さん、ともにりっぱな人だと思っていま
す。ところが、ものの考え方が、私の直面した問
題で非常に違つておりました。前の本部長さん
は、派出所を整理統合したい、つまり交通、文
化、通信がこれほど発達しておるときであるから
派出所を大派出所にして機動力を持たせる、そし
て、いざというときに緊急に数人の人、十数人の
人が動けるようにしたいということ、近所の人の
の反対を押し切つて、派出所の整理をいたしました。
今度の本部長さんは百八十度それが変わりました。
なさいました。私は、両方とも理屈があると思
うわけなのです。ただ、気持ちとしては、今度の
本部長さんのお考えのほうが庶民的で、私どもの
気持ちに触れると思うのであります。私も、前か
らでありますけれども、自分で運転しておつて、
おまわりさんが立つておれば、すぐハンドルを
きゅつと握る気持ちになります。おまわりさんが
立つていなくとも、人形さんでもはつという気持

ちになるわけですね。おまわりさんが街頭におり、
あるいはすぐ近所に派出所があるということがど
のくらい人間の気持ちを引き締めているか、ある
いは交通事故の防止に無形に役立っているかとい
うことを感ずるものであります。それならば、前の
本部長さんのお考えの方が間違つておつたかとい
いますと、間違ひとは必ずしも思えぬ。ただ、そう
なりますと、私も地域住民は迷うわけですね。
警察行政というものが、全国はどうあるか知りま
せんけれども、そう簡単に換えられてはかなわぬ
という気持ちは庶民の中にあるわけではございま
し、そういう点は、単に派出所の問題だけではあ
りましまいが、警察のあり方として——私は何も
刑事関係を言っているのではなくて、防犯中心に
しろと言っているわけではありませんが、少なく
とも、警察のあり方という基本方針はどうなの
かということ、その点をいま伺つておきたい。

○後藤田政府委員 私は、かねがね言つておるこ
とは、警察の基本的なあり方というものは、善良
な市民生活というものの平和を守ること。つま
り、善良な市民生活を脅かす犯罪、事故を押えて
いくことである。これを基本の方針にいたしてお
ります。ところで、今日、御案内のように、世の
中そのものが急激に変わつていく。その変わり方
に應じて、人心そのものの変化も著しいといつた
ようなことで、警察はこのまゝの姿でばりや
っていると、世の中の変化に対応できない、追従し
ていくことがでなくなるといふやないか、この点
を一番心配いたしております。そういう意味合い
から、私、長官に着任直後から、最近の都市化現
象、過疎化現象に対応して、今後の警察をいかに
運営をしていくべきかという点を、十年くらいに
先を見て、一応の考え方を立て、その基本方針に
乗つて警察の整理をし、運営をしていきたいとい
うことで、今日まで作業をいたしております。中
間発表等もいたしました。今月の末もしくは来
月早々にそれは取りまとめをいたしまして、皆さ
ん方の御批判を仰ぎたい。かように考えておりま
すが、その中の重要な柱は、やはり、善良な市民

生活を事故なり犯罪から守るという基本任務を達
成する上において、何よりも大切なのは外勤制
度であります。この外勤制度は、御案内のよう
に、わが国独自のものです。諸外国には例を見ない
制度でございまして。私は、この外勤制度の特質と
いうものを世の中の変化に対応させながら改善を
はかつていきたい、かように考えております。そ
の一つの考え方は、前本部長の時代に、派出所、
駐在所を整理をして、大派出所を置くのだとした
という考え方、これは一つの考え方であるわけ
でございます。ところで、大派出所制度の発想が数
年前にあつたわけでございます。これは、山谷で
あるとか、あるいは新宿であるとか、浅草である
とかといった特殊な地域においては、大派出所制
度でなければ、とうてい付近住民の不安感を除去
するといふわけにはいかないのだという現実の必
要に應じて、他面、また、人員の制約等もありま
して、こういつた大派出所制度を採用させたわけ
でございます。ところが、残念なことに、とか
く世の中は模倣をする。世の中は模倣をするとい
ふことが、警察の内部も同じで、必要のないと
ころをむやみに整理して大派出所をつくるという
傾向が出てきたわけでございます。これは基本的
には間違ひである。国民と警察との接点は、やは
り何といつても外勤警察官と交通の警察官であ
る。この基本観念を忘れてはいけません。そこで、
派出所、駐在所等の役割というものは、その地
域における住民との接点として、その管内の治安
の状況をよく見ておくべきところにはふやしてい
くのだ。整理するところは整理して、大派出所を
つくつてもいいのだ。この模倣の考え方がいけな
いのだというので、ブレーキをかけたのが実情で
ございまして。現在の愛知の本部長は、実は、こ
の計画を私の特命で本庁でやつた人間でござ
います。それが現在愛知県の本部長という人間で
行つておるわけでありまして。したがって、大派
出所制度の長所を十分のみ込み、同時にまた、街
頭にも多くの警察官が立つて、地理案内でも何で
いいから、ともかく市民の生活を守つていくのだ

という基本の考え方警察というものはやらなけ
ればならぬのだという考え方を打ち出した当人
で、私も、その思想でやらないといふことでや
らしておるわけでございます。いづれにいたしま
しても、こういつた考え方については、近く総合
対策というもので世間の一般の方の御批判を請
いたいと考えておりますので、そういうものが出ま
したら、おくみ取りの上、ひとつまた十分御批判
を賜りたい。かように考えております。

○横山委員 本来の質問からちよつとはずれて
いるのでありますけれども、前提条件として、い
ろいろ伺ひましたから、この辺で中村さん
ちよつと伺ひたいと思うのであります。いま私
が指摘をいたしましたおまわりさんの不法行為に
ついて、長官からいろいろ御苦勞のお話を伺いま
したが、何か、仕組みの上でも、運営の上でも、
もう一つきめ手を出してみたいものではないか
ふうに私は感じております。

それから、もう一つ。いま、外勤関係について
充実をしたいとお話して、ごもつともあり
ます。そう望むところでありまして、先年、交通
のおまわりさんが巡査部長になかなかねぬので
特例を開いてもらつたわけでありまして、そこま
ではいいのですけれども、その上になつて、そ
とでもそれは試験が受からないという話だそう
であります。そういう重点を置くべき地域にある外
回りのおまわりさんはとても勉強はできない。そ
して、しかも、日中街頭に立つてぐるぐる回つて
おる人たちの処遇というやうな問題が欠けてお
たのでは、その重点に血潮が通わないのではな
いかという点、それから、先ほど後藤田さんのお話
で納得をいたしました。本法の基礎的な観念、
つまりガードマン会社をまん中に置いてはなりま
せんぞという点等、いまでも私が伺ひたいしま
した所見について公安委員長長の御意見をひと
つ伺つて、次に移りたいと思ひます。

○中村国務大臣 私も、横山委員と同じように、
警察官の中に、いろいろ世間のひんしゅくを買
うような不法行為をする者があるということにつ

ましては、心を痛めておるものでございます。これをどうしてよくしていくかということ。これは、第一点は、警察官が使命感に燃えるようなたぐいましい警察官であることが一つ。そのためには、先ほど後藤田長官も言っておりますように、採用するときにできるだけ人選をきびしくして、適材を採っていくということが一つでございます。第二点といたしましては、そういう適材を警察官の中に集めていくためには、やはり警察官の処遇というものがもっと引き上げられなければならぬという考えを私は持っております。

御指摘の中にもありますように、警察官の仕事というものは特殊の仕事であります。警察官なるがゆえにというきびしい世間の目というものが光っております。そのきびしい目の光っております中仕事を生きていかねばならぬのでございます。やはり警察官といえども人間でございますから、いろいろの煩悩を持っております。いろいろの欲望も持っております。いろいろのしがらみ、一たん警察官になった場合には、そういうきびしい目の中で生きていかねばなりませんから、そこがいわゆる使命感だと思っておりますが、処遇をよくするというのをひとつ考えていかねばならぬ。これは警察官の人はなかなか言いにくいかもしれませんが、私は、政治家として警察行政をあずかりました場合に、現在の警察官の処遇をいとは思いません。やはり経済的にももっと処遇を厚くせなければならぬという点。それからさらに、いま横山委員の御指摘の中にもありますが、警察官の中で、正規の学校をしまつて、そうして順序よく警察官になった人たちにはわりあいに昇進の道というものが前途に開けておると思っておりますが、しかしながら、中学あるいは高等学校ぐらいをしまつて、そして平巡査になった人で、刑事になつて二十年、二十五年つとめた人たちが、はたしてこれが生涯の労苦に報いられておるかどうか。この点には大きな問題があると思つておる。今日の世の中は、ことばは少し過ぎますけれども、学歴というものをあまりに重視しておる。私

は、警察に平巡査として二十年、二十五年まじめにこつこつとつとめておる、その年勤というものがもっと重大視して、これに厚い処遇を加えていかなければならぬと思う。ただ試験に受かったからということではその人の立場が変わっていくということでは、私はそれを否定はしませんけれども、それだけでは不十分である。そこで、十五年、二十年、たとえ学校は行かなくて、試験は受からなくても、まじめに警察業務に携わつておる人には、その年勤を重視して、そして、処遇していく道が開かれなければならぬと私は思つておる。二十年も二十五年もつとめた人が万年巡査で退職していかねばならぬというところは、現在の警察行政の中で大きな欠点であると思つております。

そこで、いわゆる年勤を尊重していく。経験を尊重していく。そうしてまじめにこつこつと人生を警察業務に打ち込んだ人が厚く報いられていくような制度をすみやかに確立しなければいかぬ。そういうようにそれぞれの問題に解決を与えていくということ、それから、先ほど横山委員の御指摘を私拝聴しておりましたが、昔の警察と違つて、今日の警察というものは庶民警察の時代であると思つておる。警察官だけで今日の事態を解決していくことはなかなか困難である。庶民と一緒に社会の治安を守っていくということがやはり基本ではないかと私は思つておる。そこで、その庶民の生活の中にとけ込んで警察官が治安の確保をはかつていくという姿勢、そういうことを考えますときに、これも処遇の問題に関係がありますが、少なくとも社会の中以上の生活のできるくらいは処遇は与えてやる必要がやはりあるのではないかと私は思つておる。家の中が火の車で、苦しい中で庶民と一緒に生活をしていくということも、なかなかこれは人間としてはむずかしいと思つておる。

たいと思つておるものでございます。きわめて回りくどいようでございますけれども、そういうことが結局は御指摘のような問題を解決していくきめ手ではないかと、かように私は考えております。

○横山委員 全く中村さんのおっしゃるとおりなものであります。私は自分の卑近な例をもつてしまして、家庭的にも近所づき合ひにも閉鎖社会だと言ひました。奥さんも、子供たちも、おとうさんがおまわりさんだという意識は離れないのであります。済んだ昔のことでありますからなにでありますが、むすこがどんな感じを持つてゐるかといひますと、むすこがいつとめに行つた。そうしたらひつたくりがおつた。それで、間髪を入れず、自分は警察官の子供であるという意識が働いたといひます。それで、短刀を持つてゐる人間に襲いかかつてとらえようとして指を落とした。おまえがそうめちやくちやに飛んでいかなくても、何とか大声を立てて、どろぼうだどろぼうだといふようなことでみんなを呼び気持ちはなかつたかと言ひましたら、おやじだつたらどうするでしようと言ひました。そういう返事がね返つてきました。もちろん、その傷の手当ては警察の費用で全部処理はしてもらつたんですけれども、残つたのです。そういうように、一家をあげて警察であるといふことで、警察官のむすこが大学へ行くといいても、こんなことを言つては恐縮でありますけれども、このごろは、いろいろな大学で入学金や裏の金が横行している時代でございますから、警察官のむすこが医科大学かどこかへ入るはずはないわけですか。そういうところを希望する人はないにしても、ですね。こういう点を考えますと、公安委員長のお話はまことにごもっともであります。実際問題としてそううまくなつておらぬと思つておる。お気持ちには百もわかるのであります。が、実際問題がそうなつておらぬのですから、ひとつ、早くお話しのようなことが実現されるように――警察内部だつて、あの如を行つたら光り輝く道だけれども、この如を行つたら万年

巡査で、試験も受かりはせぬし、巡査部長までは行けけれどもあととはとてもだめだ、というようなことが言われているわけですか。税務署内部でもそうであります。警察側でもそういうことが言われているわけでありますから、不遇なところに光を当てるように、ひとつ努力をしてみたいと思つておる。

さて、そういう前提を置きましてガードマンの中へ入りたいと思つておる方がありますが、私の手元に国際警備連盟の規約がございます。その規約の第一条に「警備・調査を業とする民間機構の協会であつて、政治的中立を守る自治体である。」と「政治的中立」ということが出てまいります。次に、五条で、「政府機関でないという意味」な性格を維持する。第八条で「その国での社会的評価、経済及び経営倫理度が高く、政治的中立を貫くことが会員たる資格である。」第九条で「雇用者又は被雇用者が組織するシンジケート又はコミティーは会員として認めない。」(註)として「企業が合同で組織する自家用警備組織又は労働者の自衛警備組織を排し、警備会社は一部の利益に奉仕すべきものではないという意味。」つまり、公共性の立場を堅持するという意味でしょう。それから十条で「一國一社制とする。」これは特殊のものでありまして、一社制とします。これは特殊のものであります。規定に反し、反省の色のないものは除名する。とあります。私も目が目についたのは、政治的中立であるといふこと。それから、社会的評価が高く、政治的中立を貫いていなければ会員たる資格はないという意味。それから、一部の利益に奉仕するものではないといふこと。これは、そういう一部の利益に奉仕するようなものは国際警備連盟に入れないという高い倫理が貫かれておるわけであります。

私が政府案を通過いたしましたことを一言に言ひますと、要するに、いまガードマン会社が統出している、悪いこともやつておるから、さしあたりこれだけのことをきめようという思想が根底になつてゐるような気がしてならぬ

のであります。けさは参考人も、さしあたりこ
うやって、あと直していったらどうですか、だか
ら私どもの意見について反対はしませんという話
でした。同僚委員もそんな感じを持っていまし
た。

私は、まず最初に、あるべき警備会社の理想
像、それからあるべき法案の終局の目標というも
のをどこに置いておられるのだろうかということ
をお伺いしたのであります。といひますのは、
法案をおつくりになる場合に、現実が必要があ
る、あるいは現実が悪いことをしたからカバーす
る、こういうことのために問題が提起をされてお
るというふうに、これは当然のことでありませ
んが、考えられます。しかし、私も考えてみまし
て、警備会社というものが今後社会的な地位を持
ち、国際警備連盟に加盟するような状態になるな
らば、それは望ましいことであるが、そういうあ
るべき姿のためには、たとえばガードマン会社連
盟なり、そういうきちんとした自主組織が――い
ままだこれは国内にありませんが、そういう自主
組織というものがあって、自立運営のあり方とい
うものが基盤にならなければ、警察の取り締まり
だけでは何でもうまくいくはずはない。そういう
自主組織がいま皆無の状況じゃないかと思うので
す。

それから、第二番目に、個別の会社がそれぞ
れの警備会社と契約して間違いが起こりましたら、
日本警備保障では、補償は五千万円ですか、その
くらいです。ほかの会社では一千万円とか、
かつてにそういう民事契約上のことをやっておる
が、もしも警備会社の大きな過失によって相手の
会社に大きな損害を与えた場合において、契約は
これだけでありますから払えませんかということ
で済ませるものか。参考人にけさは聞きまし
たら、いや、そうでもありますまい、ほんとに重
大過失でありますならば、裁判で争う余地が残
りましょうというわけ。そういうことを考えま
すと、宅建業者だつて、あるいはほかの会社だつ
て、みんな業界で、損失補償の補償約款というも

の、補償機構というものを政府の行政指導でつ
くっておるのではない。生命、財産を守つてやる
ということならば、守り得なかった場合には、警
備会社はもとと責任を持つべきではないか。そう
いうことが自分のところで単独でできないなら
ば、共同で負担すべきではないかということもあ
り得るだろうと思う。

それから、次に、警備業は届け出になっており
ますが、けさは論争になりました届け出という
ものは、届け出ればそれだけの話よ、という話で
ありますが、内容を見てもみすと、営業停止、営
業の廃止ができるわけですね。しかし、強権であ
る営業の廃止、全部または一部の停止なんといふ
ことは、届け出思想とは全く違ふのじゃないかと
いう感じがいたします。そういうことを考えま
すと、さしあたりという感じがここにはあまりに
多過ぎるから、あるべき法律の理想像、あるべき
警備会社の理想像というものをどこに置いておら
れるのかということをお伺いしたいと思います。

○後藤田政府委員 私ども、あるべき理想像とい
うものはやはり持つております。しかしながら、
何ぶんとともに、今日の日本の警備会社の実態が大
きくわけてさまざまであり、また、その業務内容
も、あるものは警備だけ、あるものは警備と補
償、あるものはさらに調査業務までやっておる。
今日の業界それ自身がいろいろとわけて複雑で
ございます。そこで、私もとしては、あるべき
姿というものは描きながら、今日、ともかく、
このままに放置しておく、これはやはり相当問
題になってくるおそれがあるので、少なくとも今
日弊害を流しておる警備業務、その面について
け、しかもそれはきわめてゆるやかな規制をかけ
る。そうして、その法律ができた時は、そのゆる
やかな規制ではあるが、そういう法律の運用を
しながら、行政指導というものによって業界の適
正化をやつてもらいたい。その業界の適正化に
は、もちろん自主組織というふうなもの――今
日は各県にはある程度できておりますが、ま

だ全国的にできておりません。そういうふうな
ことで、全国組織等もつくつてもらつて、そうし
て自主的な形の組織による適正化をはかつてもら
いたい。そうして、ある程度のレベルに達した後
において、いわゆる警備保障会社がどういった業
務運営をやるかという実態を見、その際、依然と
していろいろな弊害を発生しておるとするなら
ば、それにふさわしい補償の問題あるいは調査の
問題といった点についてもやはり適正な規制措置
をやらざるを得なくなるだろう。かように私は考
えておるわけでございます。いろいろな点を考え
まして、理想像の法律をつくりました場合には、
実は、この警備会社はほとんどがつぶれてしま
う、なくなつてしまふ、これが実態であらうと思
ひます。

先ほど許可と届け出の問題についてお話があ
りました。これは立法政策の問題としていろいろ
考えましたが、許可というところになりますと、
今日の警備会社のうち残るのが一体どの程度であ
ろうかということをお考えざるを得ません。そこ
で、まず、届け出ということによって、われわれ
の視線内にこれを入れる。不都合なところがあれ
ば、業務の停止なり廃止をさせる。そういうたこ
とをやしながら、行政指導で適正化をしていく。
こういう考え方で、法律的にはもちろんいろいろ
問題はありましたが、この程度の停止ある
いは廃止ならば、届け出制度のもとにおいても十
分法律的にも成り立つという法制局等の判断も
あつて、こういう制度にしたわけでありませ
ん。その趣旨は、先ほど申し上げておりますように、
理想どおりの法律をつくるという段階にまで遺憾
ながら対象が至っていないが、できるだけ限りそ
ういう理想の姿に持つていくような適正な運営を
やつてもらつて、健全な発達を期してもらいた
い。かような意味合いで立法をいたしましたよう
な次第であります。

○横山委員 看板だけは届け出にしながら、実際
問題としては、欠格事由、それから名簿の提出、
立ち入り検査、それから指示、営業の停止等、羊

頭を掲げて狗肉を売るのである。看板はいい
のいいように、届け出ればいいよと言ひながら、
実際は衣の下にろいをちらつかせてやろうなん
というところは、警察のやりやうなことだと私は感
ずるわけ。実態がそういうことであるなら
ば、届け出制でなくたって、登録制にしたつて、
許可制にしたつて、免許制にしたつて、変わらぬ
ではないか。なぜそいつを四条で届け出制にし
て、かつこうだけはいしたくないよといふよ
うな言い方をせんらぬのか。許可制、登録制、
免許制くらいにして、内容を少し補強すること
によって、それこそ実態と法律とが合致するの
であつて、届け出制にしながら、実際はかなり手
ぎひしい。営業の自由を阻害するといつて業者が文
句を言つてゐるようでありませぬけれども、むしろ
そういうのはおかしいのじゃないか、こすいじや
ないかという気が私はするのです。これはい
れども同僚諸君と相談をいたしたいところであ
りますが、意見の違ひなればいたし方ありません
けれども、立法技術としてはこすいと私は思
ひます。何か御意見がありますか。

○後藤田政府委員 立法技術としてこすいと言
われると、私もちょっとお答えをしなければならぬ
のですが、私は、現実的解決方法をとつたんだ、
と、かようにひとつ御理解を願ひたいと思ひま
す。

○横山委員 何が現実的か、これは議論になりま
すから、先ほどから労働省をお待たせして、あま
りお待たせしても恐縮でありますから、労働省関
係のところへ入りませう。
まず、ここに、私の手元に、警察庁と労働省と
の「覚書」があります。「公安委員会、職業安
定機関との緊密な連携のもとに、警備業に関
し、職業安定法（昭和二年法律第一四一號）第
四四条の禁止する労働者供給事業に該当すること
のないよう警備業者の指導に努めるとともに、職
業安定機関からの通報等により、同法同条に違反
する事実が認められたときは、すみやかに法案第
一四條又は第一五條の規定による営業の停止等

の処分その他必要な措置を講ずるものとする」と。という三月十五日付の「覚書」を私は拝見しておるわけでありますが、これは具体的にはどんなことを言うのか。数々の事例をあげて、この「覚書」の趣旨をひとつ御説明を願いたい。

○加藤説明員 先生からいま御指摘がございましたこの「覚書」を締結いたしましたのは、具体的に直接問題があつてこういう「覚書」を締結したというわけではなくて、実は、職安審議会の委員のほうから、もし警備業が労基法に違反するような場面があれば、これは職業安定法の間からも問題にする必要があるのではないかとということ御指摘がございまして、こういう趣旨の「覚書」を締結をいたしました。そして、それが労働者供給事業をやつたということであれば、労働省サイドとしてもそれをやめさせる、それからまた、そういう事実があれば、公安委員会にも通報いたしました。営業の停止などの必要な処分をしていただく、こういうことを「覚書」の形で明らかにしたものでございます。

○横山委員 それでは、第十五条の二項に、「公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当する者が警備業を営んでいるときは」とありますが、たとえば露天商の組合、あるいは〇〇組、あるいは清掃会社というような、警備業を現に営んでいない者が臨時に第二条の警備業務を委託を受けて行く場合は、これはこの法律に違反をするものであるかどうか、この「覚書」に抵触するものであるかどうか、御意見を伺いたいと思います。

○加藤説明員 それが警備業を営んでいる者でなければ、直接警備業法の関係の問題にはならないかと思いますが、それが労働者供給事業であれば、それは職安法の規定に違反する。こういう形になるわけでございます。

○横山委員 労働者供給事業ではないのですね。〇〇組、あるいは露天商組合、あるいは清掃会社というところにおる人たちが、その組、その会社から、どこそこの会社がごたごたしてつて、臨時に十人を五日ばかり貸してくれと言われ

ているから行けと言われて、そこへ行つて第二条の警備をするということは、「覚書」に抵触をしないのか、この法律に抵触しないのか、両方に聞いているわけでありまして。

○加藤説明員 その点は、警察庁のほうから御答弁いただきましたと思います。「覚書」では、その点については何ら触れていない問題でございまして。(横山委員「抵触しないのですか」と呼ぶ)「覚書」では、その点は全然問題にいたしておりません。

○本庄政府委員 何々組とかそういう名称のいかんを問はず、その組織と、それからそれに委託をする企業といふことが、会社といふことか、その間の契約——契約と申ししても、これは書面の場合も、口頭の場合もあると思いますが、その内容。また、それから、その何々組が人間を現場に配置をしてやらせておる仕事の内容。これらの態様によりましては、この警備業法の違反、無届け警備業務になるという場合もあると思ひますし、あるいは、場合によりましては、これは労働省の所管でございまして、労働関係の法令の違反になる場合もあると思ひます。もう少し個々現実の契約、あるいは仕事の内容ということによつて判断をいたしたいと思ひます。

○横山委員 この法案の裏をくぐるとしたならば、どういふことによつて裏がぐぐり得るかというところを逆に探索をしたほうが、この法案の実体というものはよくわかると思ひますから私は言うておるのでありますが、たとえば営業の停止を受けた、三十万円の罰金、払うか、払やしないだろう。そしてまた警備業をやつておる。警備業をやつておつて、また届け出をしない。また三十万円ということになる。三十万円ずつ払えばそれでしまふということになるのかという疑問が一つ。

それから、警備業務というものは一体何なのか。業務というものは、業としてやつておるものなのか。あるいは、臨時に頼まれたから行く、本来の業務は私どもは違います、頼まれたから臨時に行つたんだという、臨時にやる場合においてもこ

の法律に触れるのかという点では、この法律は、オーストリアな解釈から言つて、警備業を業としてやつておるときというふうにししか解釈されない。ところが、拡大解釈して、月に二回も行ったからそれは業だというふうな解釈をしても、法廷で一体ほんとうに争ひ得るかどうかということになりますと、少し牽強附会の強権利用ということになるのではないかと。その点が届け出制の弱点でありまして、もしも、登録制なり、免許制なり、許可制になつて、そのうらには、届け出ないしは許可をされた者以外に警備業に従事してはならない、警備業ないしはそれに類する行為に従事してはならないというはつきりしたものがあればともかく、その点は、この法律の盲点ではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○本庄政府委員 この二条の二項に、警備業の定義をいたしまして「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう」といふこととございまして、やはり一つの営業といふものがこの内容になつておるかといふこととございまして。

それから届け出制の盲点云々といふこととございしますが、この「業者」といふのは、次の三項におきまして「届出をして警備業を営む者」となつており、同項に書いております「警備業を営む者」といふこととございまして、それが許可制の場合であればそういう点は救済される、届け出制の場合は救済されないという必然的な論理関係は必ずしもないのではなからうかというふうに判断しております。

○横山委員 それはあなたの反論であるけれども、私の質問にはオーストリアに答えていないじゃありませんか。要するに臨時に行つた場合、たとえば那珂湊の場合、市役所がどういふことだか私はよく承知しておりますが、私の承知しておるところでは、その組なら組をやめて市役所のおとところでは、臨時職員として警備業務をやつておるというものはこの法律に何ら関係ないでしよう。だから、そういうことになりまして、それをやれば終わりでないかというふうに感ずる

わけですが、ああいうようなやり方でもここでは規制ができるのかどうかということになりますと、警備業務を業として営んでいるのではないといふことが相手側に立証されればこの法律は適用がされないのではないかと。こういうことなんです。そこをどうしてカバーするか。

○本庄政府委員 那珂湊の場合は、いわゆる警備業者が、その職員を市役所に差し出して——差し出してというのはおかしいかもしれませんが、その市役所の正規の職員に採用してもらつて、市長がいろいろのことに使つたといふふうにしておられます。そしてそれを何日かやつて、市の職員を退職して、また、そのものの警備会社に戻つたといふふうにしてありますが、それが事実であるかどうか。おそらくは事実であらうと思ひますが、こういったケースは非常に微妙でござい

ます。これは、かりに警備業者でなくて、何々組といふものが人を出して市の職員に採用してもらつた、あるいは市の職員とは限りませんが、企業に採用してもらつた、そして、その中で何らかの具体的な警備業務をやつて戻つてきたという場合には、これは形の上では一応この警備業法とは関係のない事実のようにうかがわれるわけとござい

ますが、その辺が、この警備業法の一つの脱法行為として意図的にやられたといふような場合におきましては、状況により、態様によりましては、この警備業法違反になるということがあらうかと思ひます。

○横山委員 あいまいだと思ひます。労働省に聞きますが、先ほど見ました「覚書」の「労働者供給事業に該当することのないよう警備業者の指導に努める」といふのは、労働者供給事業に該当するものならば、どういふ場合に該当をしないのか。具体的な事例がないからわからぬとあなたはおっしゃるのですけれども、どういふ場合をさして言つておるのかということ、それから、職安法第四十四条に該当したら、この「法案第一四条又は一五条の規定による営業の停止等

の処分その他必要な措置を講ずる」といふところ

の関連性を、一体どこで警察庁は見つけ出しておるのですか。職安法違反をしたら十四条、十五条に該当するということはどこから出てくるわけですか。その二つをそれぞれ伺いたい。

○加藤説明員　まず、あとのほうからお答え申し上げますと、十五条の「他の法令の規定に違反した場合において」の「他の法令」の中で、この職安法違反のこともお忘れなくということでは「覚書」で確認をしておるわけでございます。

それから、前のほうの問題でございますが、これは職安法施行規則第四条におきまして、労働者供給事業にあたらない要件というものを四つ掲げておるわけでございます。

具体的に警備業務の關係で申し上げますと、まず、警備業務は一般に警備請負契約を締結して行なわれることになるわけでございますが、警備業務を請け負った警備業者が、第一に、警備業務から生ずる財政上及び法律上の問題のすべてに責任を負うものでなければならぬということが一つあるわけでございます。それから第二に、警備に従事する警備員をその警備会社が直接指揮監督するものでなければならぬ。こういうのが第二の要件として考えられるわけでございます。第三の要件として、警備員につきまして、たとえば社会保険に加入するなど、使用者として法律に規定されたすべての義務を警備会社が負うものでなければならぬということでございます。それから第四の要件として、みずから企画、立案した警備計画に従いまして、みずから提供する警備器材を使用して警備業務を行なうというものであって、単に肉体的な労働力を提供するものではない。こういうような四つの要件をすべて満たした形において警備業務を請け負うという場合においては、それは労働者供給事業ではない。したがって、警備業務を請け負います場合において、この四つの要件を必ず満たすような形において業務を実施していただくということが職安法に違反しない要件になってまいるわけでございます。

○横山委員　その反論が問題になると思うのでありますが、いま読み上げられました施行規則の四つの要件ですか、それをプリントして本委員会に提出していただきたいと思ひます。

それから、もう一つ。労働省の労働局長がおいでですが、例の八条であります。八条は「警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられてゐるものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」とありますが、この立案の趣旨は、「二つの問題を一つにまとめたことと、留意すること」といふ前段と後段とを、全然問題の違うことを基本原則として一つにまとめたことに私は誤りがあると思ひます。

第一の前段のほうは、新聞の論説にも出ておりますが、これは警備業者に対する専門の一針として書かれておるのでしようし、あるいは、私が冒頭に後藤田さんに言ったことも含めておるわけですが、しかし、これは訓示規定で、実際問題として、これによつてたいへんなことが現実不可避的に問題として生ずるものではないかと思ひます。しかし、重要な訓示規定としてここに設置することには私も異存がないのです。しかし、文章上それを「留意するとともに」といふことと、ついでに「言うておくれども、他人の権利及び自由を侵害し、若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」といふことで、院内外から一番問題になつておることをついでに片づけるということに誤りがある。本来、これは基本原則として、せいぜい一、二と書かれるべきではなかったかということが第一であります。

それから、第二番目に、「他人の権利及び自由を侵害し」ですが、ガードマン、警備業者が侵害をするといふことは、たとえば労使関係から言うならば、どつちのことを言つておるのか。おそろく弱いほう、あるいは労働者のほうというふうな考えられるわけでありませう。「又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」と

ありますが、この「団体の正当な活動」といふのは、労働組合運動も含んでいふのでありませうけれども、何が正当であるかといふことは、もちろん従来から論争の焦点になつておるのでありまして、社会常識上の正当だと思ひしやるかもしれぬけれども、ずいぶん問題の起こしやうといふところなものであります。先ほど、午前中に、参考人からその御意見がございました。最も問題になるのは「又は」以下の問題がきわめて抽象的である。私が二人の参考人に聞きましたところは、

ガードマン会社は金さえ出せばどこへでも、頼まれたら江戸から長崎へでも行くのか、たとえば、会社から頼まれたら会社のガードマンになり、その紛争の当事者である相手の労働組合から頼まれたら労働組合のガードマンになるのかといふことですが、そうならば、ガードマン会社同士が衝突をする。ガードマン同士けんかになる。血のけが

多いから一そうはでにやられるであらう。そういうことになる。ガードマン会社同士が抑制するといふことになる。そんなばかなことはお互いにやめようじゃないかと、自律行為が行なわれると

思ふ。けれども、それでも金をよけい積んだほうがよい人を集めて、けんかに勝つかもしれぬ。ばかげた話のようであるけれども、そんなこともあるでしょう。あるガードマン会社に、むしろ向こうから私は逆問されたことがあるのでござい

ますが、私もそれはそんなばかなことではせんよ、金さえ積んでくれたらどんなことでもやるという会社ではありませぬと言つたのですが、それは大きな会社ですから、社会的な信用を持つてゐるのでありませう。しかし、小さい会社はそうではございませぬから。企業ですから。そうなりま

すと、ガードマン会社が頼まれること、それから自分たちがやつてはならぬことといふことについて一定の社会常識が働かなければならぬし、特に、この紛争の焦点になつております労働運動に

ついては介入しないといふことをこの際はずきりさせたほうがいいのではないか。先ほどの国際警備連盟の規約にもありますように、政治的中立を

貫くことだ。政治的中立といふのは非常に広範な意味を持つておるわけでありまして、労働者の自衛組織にも入らぬ。会社の合同のトラストみたいなものにも入らぬ。一部の利益に奉仕するものではないといふ点ばかり高次元の問題である

と私は思ふのです。

そういう私の意見を前提として、この労働組合関係、大衆運動、争議行為に対して、八条はどういうことを言おうとしておるのか。ひとつ聞かしていただきたい。

○石黒政府委員　八条の趣旨につきまして、一般的な趣旨は警察庁のほうから御説明があったと存じますが、私も似たしては、特に後半の「他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」といふ点に重点を置いて考へておるわけでございます。具体的には、これは労使双方の自由あるいは正当活動に關係ございませうけれども、実際の例をいたしましては、労働組合の団結権、団体交渉権、その他の団体行動権といふものが問題になる場合が大半であらうといふふうに考へております。それにつきまして、暴行、脅迫等の刑事犯罪に至れば、これは一般法によりましてすでに禁止されておるものでございませうけれども、ガードマンの警備業務といふものの性格からいたしまして、そういった刑法犯に至らないものでありまして、そういった行為について、干渉という程度にわたるといふことを禁止したものといふふうに解しておるわけでございます。

〔大石(八)委員長代理退席、委員長着席〕

○横山委員　その「正当な活動」といふものが、何が正当であるかについて常に労使の紛争があるわけですが、何が正当であるかについては、政府の見解と私どもの見解と違ふ場合がある。結局は、裁判所において最終的には争われる場合が非常に多い。裁判所の判決をもつていたしまして、ピラ張りか違法であるか適法であるかについて、また判決が違ふ場合がある。そういったと、企業

者が判断をする。ガードマンを雇う企業者が判断する。おれのやろうとしておることは正当なんだから、ガードマン会社、銭出すから来てくれと、一番最初の判断の基礎は経営者が判断する。労使の紛争の相手方である経営者がまず正当なりと判断してガードマン会社を雇う。来た以上は、ガードマン会社はその指示に基づいてやるということになるわけでありまして、その点ではこの「団体の正当な活動」を最終的にあとで判断せざるを得ないというところに私は問題があると思う。私の私見によれば、「又は個人若しくは団体の正当な活動」の「個人若しくは団体」というのは、団体でもいろいろなものがありますから、その「正当な活動」のうしろへ「労働争議」ということばを入れて、これらに干渉してはならないということとをずばりはっきりうたったほうがよろしい。

ガードマン会社の今後のためにも、健全な発展をガードマン会社にさせるためにも、こういうところに介入させないほうが望ましい。そうして、もし問題が発生したならば、もつと慎重に警察の判断が働くというこのほうが望ましい。このガードマン会社は金で動くのですからね。法律で動くのではないのですから、警察は法律でまづ——とにかくいろいろな議論はあっても、法律的な、社会的な目というものをちゃんと背にして動くのですから、私も、文句は言いますけれども、そういう点ぐらひは信用しておるわけです。

ところが、ガードマン会社は金で動くわけですから、その金で動くというところは、まず企業者の判断で動くのですからね。ですから、ここでは争議行為にはもう介入させないというふうにはつきりしたほうがいろいろな意味で望ましいことではないかと私は考えますが、いかがですか。

○石黒政府委員 労働争議に際しましてガードマンが雇われるという点につきましては、これは非常に慎重を要するという点につきましては、私もさきのように考えております。しかしながら、たとえばストが行なわれており、そのために無人になった工場におきまして、警備のためにガード

マンを雇うということ自体を禁止するというわけにはまいらないというふうに考えております。そして、そのガードマンが工場を警備するということ自体は、これは認められてしかるべきである。しかしながら、それが労働組合との接点に至りました場合には、その行動は最も慎重を要する。したがって、正当な組合活動に干渉する、介入するということは一切許されません。万が一そういうことがあれば、先ほど御指摘のごさいました公安委員会の指示、あるいは営業の停廃止といったようなきつい処分を受けるものであるということをやむを得ないのじゃないかと考えます。

○横山委員 あなたは労政局長ですから、労働行政のほうで法律解釈についてあなたとやり合っても、釈迦に説法でしかたがないと思っておりますけれども、労働行政の生きた部面では、現実どういことがいま行なわれておるか。なるほど、あなたと話し合うことは久しいのでありますが、国鉄ではストライキをやつてはいかぬことになっておる。汽車をとめてはいかぬことになっておる。汽車をとめてはいかぬことになっておる。それはだれでも知っている。知っているけれども、現実には汽車がとまるというのが生きた労働問題だということです。汽車をとめてはいかぬ。とめれば首を切られるけれども、汽車が常にとまるということを労働問題としてどういうふうにとらうべきか。これは一体、あなたの言うところの正当な争議行為であるかないか。あなたに聞けば、汽車をとめることは正当な労働活動ではないとあなたも答へざるを得ないでしょう。けれども、それは済まぬことは、あなたも多年の経験でよく御存じの上なんです。そうしますと、労働問題だけは別概念でやらなければいかぬのではないですか。その労働問題で労使が非常にエスカレートしておるときに、制服を着たガードマンがやつてきて、それがどのくらいの自律神経があるか。どのくらい法規を知っているか。あなたが言うところの、どこまでがガードマンが出てはいかぬという眼界かという法規をほんとうに知っておるだらう

かといひますと、大きな警備保障会社だったら教育が徹底していますけれども、そんな労働争議に介入するような、小さな暴力団まがいのガードマン会社で、そんな法規なんかわかるはずがないですよ。それは、すぐかつとなつて見さかぬもなくやるということ、小さな争議にはいつも随所にあることなんです。ですから、むしろあなたのはうが、法規問題じゃなく、労働問題として、警察庁に、これはもつと慎重にやられたほうがいいですよとおすめになるべき立場ではないかと私は思うのです。あなたは、いや、私もそう思うけれども、こんなことでこうなつたんでしょうがないと言いたそうな顔をしておるが、心情はお察し申し上げますけれども、これは警察庁としてもお考えになるべき点だと私は思うのです。正当な活動といたつて、こんなものではだめですよ。どうですか。

○石黒政府委員 正当な活動につきましての眼界というものは、先生御指摘のごとくに、微妙な限界になつてまいりますと非常に問題がございますけれども、しかし、これは、労働組合法におきましても、何が正当で何が不当だと書いてあるわけではありませんが、要するに、労働組合の正当な活動をしたゆえに不利益な取り扱いをしてはならぬというように、社会通念にまかせておるわけでございますから、その点につきましては御懸念のようないこともあらうかと存じます。したがいまして、争議に際してのガードマンの導入ということにつきましては、私も、最も慎重であるべきであるというところを痛感いたしておりますが、一切入つてはいかぬということを言つても、これはおそろく無理なんではなからうか。したがって、警察庁のほうでもいろいろお考えになりまして、第十一條で、その辺の教育、訓練を十分にやれというふうな配慮もしておると思っております。

○横山委員 だいたい接近してきたようでありまして、一切入つてはいかぬということをきめても無理だということは、私は、なぜ無理だと逆問をしたいのです。いま法律をわれわれはつくりつつあるのですから、ガードマンというもののあ

あるのですからね。ガードマンというもののあ社会的水準を高めていって、そして、いま教育がなつていないから、十分教育をして、あるべき姿に持っていきたいという理想像をここで掲げようと、将来を展望しながらわれわれ法律をつくらうとしておるわけですね。そのときに、労働争議に介入してはならぬと書いたところで、どうしてこれが社会的に指導すべきことなのでしょう。ガードマン会社にとつて、これがいま現実には、営業妨害というか、そんなものになるものでありましようか。そして、この法案に反対されておる労働組合及び警備保障会社にとつて、争議行為に干渉してはならぬと書くことについてどう考えるでございましょうか。そう考えてまいりますと、よりよき法案をつくる、よりよきガードマン会社をつくる、そして紛争を当事者間の争いに限定するという意味においては、百尺竿頭一歩を進めて、労働争議に干渉してはならぬとここに書くことによつてどういふ不都合が起るか。むしろそれは逆であつて、そこを一本きちんとしておいたほうが、労使のためにも、ガードマン会社の将来の発展のためにも、まづすぐ自分たちのあべき姿を目ざすためにも必要ではないか。経済が激動しておりますと、労働争議がない年はございせん。労働争議がいつもあつて、ガードマン会社が商売のためにどんどんそこへ介入していかぬように、こゝでくぎを刺しておくことが望ましい。そういうふうにガードマン会社にふたをしたらどんな不都合が起るか。もしもそれがエキサイトして暴力行為になれば、社会の目と法律の厳正な立場で、慎重であるべきはずの警察が最後に出る場合も、私はそれをいかぬとするわけではない。それはやはり社会的な目があり、法律において十分検討せられるという意味においてはいいい。だが、その警察が出る前に、あなたの職分である労政局というものが、県庁の労政課というものが、あなた方がまず骨を折るべき段階ではないか。そういう自分の職務を忘れて、い

や、ガードマン会社にとまってもらってもいいではないかという——まあ、そういうお気持ちではないと思いますが、これはひとつはつきりしてくださいよ。どうですか。中村さん、おトイレに行ってお元気がついたところで、私の名論草説に感服してあなたは聞いておられるようですが、ひとつ御賛成を願えませんか。

○石黒政府委員 先ほども申し上げましたのですけれども、労働争議の場合であっても、工場等が無人になる、あるいは場合によっては守衛もストライキに入るといような場合には、ガードマン会社にかわりの警備を頼むということはあってもやむを得ないのじゃないか。そこで、ガードマン会社が入ってきてもいいこと自体について、争議の場合には一切ガードマンを雇ってはいけないとまで言われますのは、これはどうも無理なのではないかというふうに私も考えております。しかし、いまのガードマン会社を呼ぶ場合には、いろいろ問題を起しがいから非常に慎重にならなければならぬという点は全く同感でございますが、一切タッチしてはいかぬというのは、どうもいささか無理なものでなからうかと私は思います。

○横山委員 それはあなたらしくないですよ。あなただって、幾多の労働運動を扱ってよく御存じのはずだ。労働争議の最中にどうぼうが入ったとか、労働争議のときに、そのために汽車事故を起したとか、そんなことはないですよ。人がいなくとも、緊迫した雰囲気があるところは満ちているのです。私は、長年の自分の体験でわかるし、あなただっておわかりのはずだと思ふのですが、ストライキをやっている、そこに人がいなくとも、緊迫した雰囲気というものが常にあるので、いつもよりは事故は絶対起さぬという確信が私にはある。それはみんな注意しますよ。だから、争議をやっているから、人がおらぬから、どうぼうが入っていくかもしれないのでガードマンをそこに雇うというのは、あなたらしくない言い方だ。そんなものは、会社だって労働組合だって

ちゃんと目を光らせておりますよ。むしろ、争議の最中のはうがお互いに気を付けているものです。そんなことはあなたのほうだって百も承知の上なので、詭弁を弄してはいかぬですよ。かりに百歩、万歩を譲ったところで、そのためにガードマンを雇って、そのためにそこから問題が発生するようならばそれは避けなさい。それでも、私の言うように労働争議に介入してはならぬと書くことに對して、あなたは、もうほんとうに意地でもそれに反対しますか。意地でも、そんなことはとても政府としてがまんならぬことだ、どうしてもおれの職分をかけても守らなければならぬのだ、忠誠第一だ、絶対相ならぬと言う度胸がありますか。そうじゃないでしょう。

長官にも、それから公安委員長にも申し上げますが、こはひとつよくお考えを願いたい。ここがかぎです。この法案を通過させるかさせぬのかぎです。それで、私は、時間をかけて、よく体験を含めて話をしておるのです。おわかりになりまっしゃるか。わからなければ、もっとあらゆる事例をあげて申しましょか。この法律が通過するかいなかのき、私も気が持ちよくそうかという気持ちになるかならぬかのきはこのすからね。それで、あなた方がある程度納得をされて、それでひとつ考えましょというところになれば、午前中の参考人の言ったことについてあともう一、二点御質問申し上げればいいやということになりましょし、私も、労働局長も最後には黙ってしまつたからそれではもういいや、政府としても、労働省としても私の気持ちはわかるということになって、それならひとつ理事さんで一ぺん話し合つてもらおうかということになる。そのポイントはどこですが、どうですか。長官、どうお考えになりますか。一ぺん相談してもらえませんか。

○後藤田政府委員 労働争議の際の、ガードマンを雇い入れるということについて、たいへん御心配になつていらっしゃるお気持ちをよくわかります。この法律をお認め願えれば、御心配の点を頭に

置きながら、この法律の第八条に書いてありますような、正当な活動に干渉してはならぬぞということ、私どもも十分目を光らせていきたいと思ひます。私どももやはり先生のおっしゃつたようなことを腹に置いておるわけです。これを立法する際には、やはりいろいろなことを考へて、「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならぬ」と書いてあるのですから、御心配のようない。ことのないようにやっていたいと思つた末に、この法案をつくつたのです。この点ぜひ御理解を願ひたいと思ひます。

○横山委員 まあ、ここでは、ああそうですかとあなたもおっしゃるまいとは覚悟をしておりますが、ひとつあとよく御相談を願ひたい。私が大きな声を立てて、汗を流して、水を飲み飲み、たばこを吸ひ吸ひ、一番力を入れたところはここなんです。それからそれをいくらかげんに、おれの答弁で横山委員も納得をしてくれたと思つたら間違ひで、私は決して納得をいたしておりませんから、こはあらためて政府内部としても御相談を願ひたいところなんです。

さて、たいへん時間をとりましたので、あと一、二質問をしますが、午前中の参考人の意見にもございましたが、それは、ガードマン会社が個々の会社、個々の団体の内部事情にきわめて明るくなり、そしてその急所を知るといふことに相なりまゐります。ガードマンがそれなるがゆゑに犯罪を起したことも御存じのとおりであります。犯罪を犯してはいかぬことはきまつておる。ガードマンが物をとつてはいかぬことはわかつておるけれども、そういう知り得た秘密をガードマン会社が他に漏らすことについてどうお考えでありますか。いまのこの法律では犯罪を構成しないのでありますが、医者と弁護士とかが、知り得た秘密、他人のプライバシー、会社の秘密を他に漏らすということについては、別な法律で秘密保持の義務があるわけでありまして、ガードマン会社にそれを課する必要がなげないのか。

○本庄政府委員 御指摘の点につきまして、立法過程でいろいろ検討をいたしたのでございすが、他の法律におきましては、いまお話しのごさいますように、秘密保持の義務を明確化しておるものが幾つかございします。医者、弁護士その他幾つかあるわけでございます。いずれもこれはいわけゆるプライバシーを守るといふ趣旨から規定されたものと思ひますが、医者にいたしましては、弁護士にいたしましては、相手方本人が他人に絶対知られたくない秘密というものを知り得るわけでございますから、そういうものを漏らしてはならないという考え方でございします。

ガードマンにつきましても、会社の内部のこと、たとえばどこにどういふものがしまつてあるかといふことを知り得る状態にあることもあるわけでございますから、そういうものを漏らすことは、確かに、道義的にはもちろんよくないわけでありまして、しかしながら、それを医者、弁護士の秘密保持義務と同程度のものとして立法化するかどうかといふことにつきましては、検討の末、入れなかつたわけでございます。他に人の秘密を知り得る職業といふのは幾つかあるわけでございますが、その秘密を知り得る職業全部についてそれは禁止しておるかとお申しますと、必ずしもさうではございません。たとえば、いまのことばで言へば、いわゆるお手伝いさんですが、これこそ、ガードマンが知り得る秘密よりももっと他人に知られたくない一家の秘密を知り得る状態にあると思ひますが、そういうものにつきましても、必ずしも法律では禁止しておりません。

それからもう一つは、それでは、現実の事態として、ガードマンが警備中に知り得た秘密を漏らして問題を起してトラブルになつたという事例があるかと申しますと、私たち、寡聞にしていまのところ聞いておりません。そういう現実の状態といふふうなことを、それから、先ほど申しましたようなやや法律論めいたこと、そういうことを総合いたしましたして今回の立案では入れなかつたわけでございます。

でございましたが、警察庁の保安部の試案という形で新聞発表をいたしまして、一般世論の反響といますか、意見が入ってくるというのを期待したわけでございまして、それによりまして、業界のはうから、まとまった業界の意見ではございませんが、断片的な意見も入っております。あるいは、業界から直接ではございませんが、マスコミ等を通じての意見も入っております。それから、

ございますが、国会の各党の先生方にも保安部試案を御説明して、世論の代表である国会の先生方を通じて世論も聞きたいというふうに、ない知恵をいろいろしほってやってきたわけでございまして、先ほど申しました全国的な組織がございまして、先ほど申しました全国的な意見は聞いておりますが、たとえば東京都の警備連盟といったよう

な、そういうローカルの意見は一応入っておりま
す。

○横山委員　たいへん時間を使いましたが、私が
申し上げた数々の問題につきまして、政府部内に
おきましても協議なさるでしようし、また、委員
長のもともでもいずれ理事と御協議なさると思いま
すから、その際にひとつ十分織り込んでいただく
ように希望いたしましたして、私の質問を終わります。

○大野委員長　和田一郎君。
○和田(一)委員　ガードマンの基本的な問題は、いままでいろいろな先生方の御質問で大体わかつてまいりましたけれども、実は、きょうのある新聞で、元ガードマンが、ガードマンに雇われて

おつた時代に合いかぎをつくつておいて、それを使つて六百万円盗んだという記事が出ておりましたけれども、そのことは、もう先ほどそちらに御通知してあるので、ひとつ、この問題について詳しく御説明願ひたい。

○川崎説明員 まだ詳細な報告を受けておるわけじゃございませんが、ただいま先生が概要を申されたような事案があつたように聞いております。

○和田(一)委員 ばかに簡単な御説明でございませうけれども、これは、約一時間半ぐらゐ前に、ひとつ御質問申し上げるから調べておいていただきたいと言つて私は御通知申し上げておいたんですが、これは厚本ですから、電話でもわかるし、ガードマン会社は新宿のあるガードマン会社だったんですが、ばかに簡単ですが、それしかないんですか。

○川崎説明員 ただいま和田先生に詳細御説明する資料を持参しておりましたので、即刻調査いたしました。後刻御説明申し上げたいと思ひます。

○和田(一)委員 じゃ、言ひます。この新聞記事だけでございませう、いづれにいたしまして、十七日ですから、きのうつかまつたわけでございますけれども、四十五年の十一月からことしの二月まで、新宿の某警備保障会社のガードマンをしていて、そして、警備に行つた会社または事務所の合いかぎをあらかじめつかつておいた。そして、先月の二十五日に横浜市のスーパーダイエー七階にある東横線事務所合いかぎを使つて侵入、そこで十萬八千円盗んだ。それから、つかまつて調べられたところが、いままでに六百万円を盗んでおつた。こういうことで、これは新聞の記事ですから、皆さん方の説明を聞こうと思つたんですが、しようがない。

そこで、こうなつた場合、現在はまだ何も法律がございせんからやむを得ないとはいふものの、まだ法律ができない現在、この警備保障会社の責任はどの程度あるものだと思ひでしうか。

○川崎説明員 当該行為が、ただいま申されました窃盗被疑者個人の意思によりまして敢行されております場合におきましては、警備会社の警備上の責任は出ないんじやないかと思ひます。ただ、当該行為につきまして、まず、ないであらうと思ひますけれども、警備会社が何らかの關係で共犯關係に立つておりました場合には、現行法でそれ相當の責めを問われるんじやないかと思ひます。

○和田(一)委員 こういうことなんです。ガードマンとして派遣されて、そしてそこでガードをしながらかい合いかぎをつくつておつたというんです。ですから、どろぼうを創つていたと同じことになるわけですね。そして、警備保障会社をやめてから、その合いかぎを使つてどろぼうをしたというわけですから、この警備保障会社の責任というものはないものかということをお聞きしたいんですが。

○川崎説明員 先ほどは、刑事事件としての責任について申し上げたわけでございますが、民事事件としての責任につきましては、簡単には言ひ切れないというふうな面があるんじやなからうかと思ひわけでございます。

民事事件として見ました場合に、合いかぎをつくるという作業について、警備会社のほうで指導監督よろしきを得ておらなかつたということになりまして、当然何らかの關係があるかもわからないというふうに思ひわけでございます。

○和田(一)委員 どうも釈然としない答弁ですが、そうしますと、今度は保安部長にお聞きしますが、今度ガードマンの規制法がござつた場合、この種の犯罪が起きた場合はどうなりますか。

○本庄政府委員 法案ができました場合には、第十四条に「公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十条第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に關し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適

正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、当該警備業者に対し、当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。」という規定がありますので、したがひまして、この警備業務に対して、他の法令を、まさにどろぼうをしたというふうな場合には、当然指示ができると思ひます。これは一般論だと思ひます。

それから、その警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるときは、第十五条に基づきまして、直接直ちに営業停止の処分ができることになっております。

○和田(一)委員 いまおつしたのは、この法案がござつて、そしてこの種の犯罪が起きた後の問題ですね。こういう犯罪が起きないようにするためにどうかということをお聞きしたいんですが、その点についてひとつ……

○本庄政府委員 警備業務の実施が適正に行なわれるためには、いろいろの規定を設けておるわけでございますが、先ほどから議論になっておりました第八條なんかも、この基本原則として、いわゆるこの法案の憲法ともいふべきものであらうかと思ひます。それらはもちろん關係してくるわけでございますが、第十一條で、「警備業者は、その警備員に対し、この法律により定められた義務を履行させるため、総理府令で定めるところにより教育を行なうとともに、必要な指導及び監督をしなければならぬ。」とありまして、要するに、適正な業務実施が行なわれるように平素から十分教育をする。これは先生が御指摘されましたような事態が起らないように、そういうことを起こさないように教育をやる。この教育と申しますのは、事前の教育あるいは採用してあとからの、中間における、いわゆる私たちのことばで言へば現任教育もやるわけでございます。それと同時に、個々の業務の勤務についての必要な指導、監督を十分やっていたという考え方で臨んでおる次第でございます。

○和田(一)委員 第八條または第十一條では確かにそのとおりでございますけれども、教育という点で、これは義務教育を終えて来た人ですね。ですから、個人のひとつの性格というものは相當備わつて実社会に出てきた人たちの話です。この、きのうの新聞のような場合には、計画的な犯罪行為ですね。ガードマンになつて、そして、派遣された先でちゃんと満額の信頼を受けながら合いかぎをつくつておる。これは計画的なんですね。そういう人を教育で矯正できるものですか。この十一條のような教育を行なつて矯正できるかどうか。その点をひとつ……

○本庄政府委員 その点につきましては、本質的に、先天的にそういう性格の者を、この警備業者の教育ではたして矯正できるかどうかということにつきましては、これはなかなかむづかしい問題であらうかと思ひます。できるという答えもいたしかねますし、しかし、必ずできないという答えもいたしかねるわけでございます。できるだけそういう教育によつて矯正するように努力をしてまいりたい。

それから、先ほど申しましたように、教育だけではなくして、やはり人間というものは、平素放任されておりますと、ついでき心で、ということもございませう。したがひまして、勤務についての十分な指導監督をしていただきたいと考えております。

それから余分なつけ加えになるかもしれませんが、そういう先天的にまず人間につきましては、おそろく、そのときだけでなくして、いわゆる前科と申しますか、盗みなどの犯罪をすでに犯している場合も多からうと思ひます。そういう者につきましては、先ほどの七條について議論が出ましたように、会社はそういう者を採用しない、つまり排除していくということ、これらと先ほどの教育とを合わせて、そういう方法で措置してまいりたいと、かように考えます。

○和田(一)委員 この第三條に「欠格事山」が出ておりますけれども、これはあくまでも警備業を

営んでいる者であつて、その従業員には関係のないことですか。

○本庄政府委員 第三条は、警備業者自体の欠格事由でございます。いま私が申しましたのは、第七条に警備員の欠格事由が書いてございます。内容は第三条と同じ内容でございますので、これを第七条で援用してある次第でございます。

○和田(一)委員 警備業の連絡協議会からいたっている意見書の中に、第七条について、「警備員の制限として第三項で欠格事由が定められているが、この該当の有無について警備業者が確実に調査することは現在のところ不可能である。業者としては警備員の採用にあつては選考に慎重を期し、身元調査も行なつてゐるので、このような期待不可能なことを法律で規定することは問題である。」と出ているわけですが、この点についての御意見はどうですか。

○本庄政府委員 この点につきましては、「この該当の有無について警備業者が確実に調査することは現在のところ不可能である」というのは、日本の現行制度からいたしましてそのとおりでございます。しかし、業者としては、警備員の採用にあつては、社会通念上妥当あるいは合理的と認められる範囲内において各種の調査をし、その欠格事項に該当しないかどうか調べ、そして該当しているということがわかれば当然採用しないということをお願いしておるわけでございます。この業界の意見としては、そういうことをやっておるということでございますが、必ずしもそういうことを全部やっておるというふうに私たちは見ておりません。相当多数の会社はいろいろな方法でやっておるようでございますが、五百何社ある全部が全部必ずしもそうであるということは申し上げられませんが、今後ともやはりそういうことが全部確実に履行されるという期待も必ずしもできません。期待不可能なことを法律で規定することは問題である」という点につきましては、先ほど申しましたように、そういう努力をしてもらいたい、努

力も調査も何もしないでばつと警備業務につけるということはいけませんよ、ということでありまして、したがうとして、そういう妥当な範囲内で調査を十分やつた上で判定して業務につけていただきたいという趣旨でございます。

○和田(一)委員 ガードマンが悪いことをした一つの例として出したのですけれども、これとは逆になると思いますが、私は、あるガードマン会社のパンフレットをいただきました。その中で一〇八号連射銃殺魔事件というのですか、これをガードマンが逮捕したというふうなことが大々的に新聞に出ておりましたので私たちも記憶しておりますが、これを見てとたんにガードマンがかつこよくなつたわけですか。そういうことで、ひとつその辺のところを御説明願ひたい。一〇八号事件はこうであつて、そしてこのようにガードマンがかつこよくなつたということを、時間がありませんから簡単にだけつこうですか……。

○宮地説明員 お答えいたします。

ガードマンがかつこよくなつたわけになりましたが、私のほうの資料では、ガードマンがかつこよくなつたわけではございません。本事件は、御承知のように、四十三年の十月十一日の午前零時五十分、東京のプリンスホテルのガードマンが殺された事件を初めとして、京都の八坂神社の警備員射殺事件、函館のタクシードライバー射殺事件、名古屋のタクシードライバー射殺事件、こういう四つの一連の事件でございます。この逮捕の状況は、四十三年の四月七日の午前一時三十二分ごろ、東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目の一橋スクエア・オブ・ビジネスに賊が侵入いたしましたことを日本警備保障会社の電子警報器が感知したわけでございます。それで、新宿区内を無線自動車でパトロール中の同社の警備員の中谷利美さんが本社の指令によつて現場に急行いたしましたところ、犯人がうろづきまつておりました。この警備員に向かつて拳銃を発射して逃げた。こういう状況であります。直ちにこれが一〇番に入りまして、警視庁が全署に緊急配備をいたしました。同

日の午前五時八分に、代々木警察署の松本巡査部長、吉田巡査、高橋巡査の三名が職務質問をいたしまして、明治神宮北参道の付近でこれを逮捕したわけでありました。

○和田(一)委員 わかりました。ガードマンが直接つかまえたわけじゃないということですね。

そのときに、そのガードマンの方はおそらく調べられたと思うのですけれども、どういう護身用具といひますか、そういうものを持っておつたかという点、わかつておればお答え願ひたい。

○宮地説明員 こまかい護身用具の状況までちよつといまここに書いてありません。これから調べますから……。

○和田(一)委員 わからなければつこうです。ちよつと後藤田長官に見てもらいたいのですけれども、これはあるガードマン会社の写真です。見えますか。それで、服の上からバンドをして

いる。左の肩から右のわき下バンドのつり皮をして

いるわけですか。これはバンドに何か重いものを

つり下げなければならぬときの用意だと私は見る

のですが、この点について何か御感想がござい

ましたら……。

○後藤田政府委員 何をやるのか私にもわかりま

せんが、要するに、警察官の服装に近似し過ぎる

という見方を私はいたします。ただ、それをつ

つておるのは右側でしたね。だから、これは警棒をつるのには形が反対なような気がします。警棒は左につるわけですから。要するに、警察官に似ておるといふこと、服装のかつこうがいいといふことじゃないかと思ひます。これは拳銃なんかはともない。もちろん持てないわけですが、そんなことを考へておるわけじゃ毛頭ないと思ひます。

○和田(一)委員 いまの提示しましたのは、服の上から帯皮をして、それを左の肩から右のわき下のほうに向かつておろして、しかも帯革でそのバンドを押えている。つり下げているといふわけですか。長官がおっしゃつたように、確かに警棒は左に持つわけですが。丹下左膳なら右かもしれま

せんけれども……。ですから、右のほうへ重いものをつり下げられるようにするといふことは、ちよつと考へて、拳銃と見るのです。拳銃は左へつり下げるわけにいきませんが、これは確かに何

もつり下げるわけにはありません。それから、鉄道公安官のような方々は、やはり確かに同じようになつておりますけれども、たしか、十センチ四方くらいな黒いものが右のわき下についておりますが、これは聞きまして、手銃か何か、そういうものらしい。いずれにしても、重いものをつり下げることは間違いないのですが、まさか、拳銃をつり下げるためにこのガードマンがやつてゐるわけじゃないと私は思ひますけれども、警察官に似ているだけじゃなくて、ちよつとこれは行き過ぎじゃないかと思ひます。その点はどうでしょう

か。

○後藤田政府委員 私は、しかし、警察官に似た服装は避けてもらいたいと思ひます。そしてまた、そういう意味合いでこの法案もできておりますけれども、それは、色とか、いろいろなことでは区別すればいいので、そういう帯革その他は、服装をきちんとするという意味合いでやることは差しつかえないであらう。私はかように考へます。

○和田(一)委員 確かに、つり下げておるところじゃありませんから何とも言へませんが、しかし、ちよつと見た瞬間威嚇にもなるといふことは、確かになると思ひます。

そこで、とにかく法律が充足しているわけじゃありませんから、これからつくるわけですから、いろいろ言ひ分がございしますけれども、第十条の護身用具ですね。これは「必要な護身用具を携帯することができ」となつてゐるわけですが、けれども、護身用具といふのは、具体的にはどういふものをお考へでしょうか。

○本庄政府委員 護身用具といわれるものは世の中には幾つかあるわけでございますが、先生の御質問は、認めるといつてはおかしいのですが、携帯してもいいと判断しておるものはどんなものかという御趣旨だと思ひますが、現在のところ、警

警官が持つております警棒のようなもの、その程度のもは、たとえば夜間の警備といったような場合には携帯することは必要でしょうし、また、携帯して差しつかえないというふうに考えております。

○和田(一)委員 いま部長が夜間等はいんじやないかとおっしゃいましたけれども、確かにそうも思います。ところが、第十条の第一項の場合は「必要な護身用具を携帯することが出来る。」です。すから、この場合は、昼間からつり下げても悪くないことになると思いますけれども、その点どうなんですか。

○本庄政府委員 この法律の規定だけから言いますと、昼間携帯したことが直ちに何か法律違反になるということはありません。しかしながら、昼間普通の警備をやっておる際に、早い話が、会社の守衛さんだつて警棒を持つておるわけではございせん。大体、昼間の警備というものは、そういう会社守衛さんといった方々と同じ仕事をやるわけではございせんから、装束の程度も、一般の守衛さんと同じ程度の装束でおおむねやっていけるのではないかと考えております。

○和田(一)委員 それで、実は、軽犯罪法の第一条の二号ですか、「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」は、これは軽犯罪法に触れるとなつてゐるのです。その警棒も使用の方によつてはそうなるわけ。人の生命を害する場合もございせん。また、害を与えることもできる。そういうものを持つてゐる。ところが、「正当な理由がなくて」と出ているのですが、ガードマンは正当な理由になるかどうかという問題なんです。その点についてはいかがでしょう。

○本庄政府委員 「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」の、「この器具」を明らかに——明らかにというのはおかしいのですが、隠さないで持つていた者はひつつか

からない、隠して持つていた者はひつつかかるということではございせんから、これは故意に隠して持つていた場合には該当する場合があるかと思ひます。

○和田(一)委員 ですから、ぶら下げているということがわからなくて、隠しておつた場合に、正当な理由ということですから、ガードマンの場合は正当な理由になるかどうかということ。たとへば、かっぱを着ておつた。かっぱだと外から中のものが見えませんか。そういうことも考えられる。

○本庄政府委員 ガードマンだからどうこうと——一般的な話よりも、これは個々の具体的な場合によつておるのか、いま御説例のような場合、雨が降つておるのでかっぱを着ておつた。したがつて外から見えない。これは軽犯罪法違反にはならない、かように考えます。

○和田(一)委員 ということは、ガードマンだから正当だということですか。

○本庄政府委員 ガードマンでなくても、一般の人が警棒を持つことは好ましいことではございせんが、何かの理由で持つてゐるということがかりにあつた場合、それが故意に隠して持つておるというのじゃなくして、先ほど御説例のように、雨が降つておるのでかっぱを着ておつた、したがつて結果的には隠れておつたという場合は、この犯罪にはひつつかからないと思ひます。しかし、雨も降らないのに隠し持つたかっぱを着ておつたという場合には、この犯罪になると思ひます。

○和田(一)委員 ずいぶんややこしい話になりましたけれども、護身用具、それから攻撃用具、いろいろありますけれども、一般的に言つて、皆さん方のお考えで、これはこうで、これはこうだといふ定義でもあればひとつおっしゃつていただきたいと思ひます。

○本庄政府委員 護身用具と申ししても、いろいろあるわけではございせん。攻撃的な性格の

強いもの——刃物なんか人を傷つけるものですが、しかし、護身のために持つということもあるわけ。非常に攻撃的な性格の強い護身用具と、攻撃的な性格の強い護身用具とがありま

すが、たとへばたてすね。たてなんかは、本来攻撃的なものではなくして、身を守るための道具なんです。これは本来護身的な性格のものである。その中間のもの、これは右から左までずつと拾つてみますと、非常に多くの種類があるかと思ひますが、私たちが考えておりますのは、もつぱら本来の護身を目的とする用具ということを考えておるわけではございせん。

○和田(一)委員 ですから、具体的にはどういふものを言うのかということをおつしやうといひたいと思ひます。

○本庄政府委員 先ほども申しましたように、この警備法の案として考えておりますのは、警官が持つております警棒のものを、それに相当する程度のもの、こういうことではございせん。

○和田(一)委員 そうしますと、あるガードマンが六尺棒を持つておつたという場合はどうなんですか。

○本庄政府委員 これは、法案の十条の一項では、「法令の規定により禁止されてゐるものを除き」と書いてありますから、法令で規定されてゐる鉄棒とか、そういうものはもちろんでございせんが、それ以外のものを持つても、この一項の違反には直ちに犯さない。一項には関係ないわけ。ただ、二項で、「公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、護身用具の携帯を禁止し、又は制限することが出来る。」となつておる。この公安委員会規則に定めた携帯の禁止あるいは制限に該当する場合には、六尺棒はこの法律違反になるということではございせん。

○和田(一)委員 公安委員会の規則でございせんから、皆さん方も、大体どの辺までというお考えはおそろくあると思うのでございせん。じゃ、六

尺棒は、きめなかつた場合は、それは護身用具になるわけですね。そうすね。そうすると、六尺棒ぐらゐまでは護身用具として見られるというお考えですか。

○本庄政府委員 六尺棒を持つていけないということきめな場合は、これは合法的な護身用具とみなされるわけではございせん。

なお、この公安委員会規則は、都道府県公安委員会規則で、都道府県ごとに定めるわけではございせん。府県によつて状況は若干違ふかと思ひますが、私たちの指導方針としては、一般的な話としたしましては、先ほどから申し上げておりますような、警棒程度のものに現在のところ限定するように指導をしてまいりたいと思ひます。

○和田(一)委員 現在のところは警棒程度に指導する。大体それ以下にされるようにしたほうがいいんじやないかと思ひます。先ほど一〇八号の事件をお聞きいたしました。結局はガードマンが連絡をして、そして警察官がつかまえたというわけですね。直接喧嘩したわけじゃないわけですね。午前中の参考人の御意見なんかを聞きまして、やはり、一般人が常識的に持つてゐるものはいんじやないかということも言われましてけれども、一般人は昼間から持つて歩きません。それから、何かほんとうにあぶないという身の危険を感じたときぐらゐは持つてもわかりまけんけれども、しかし、このように法の十条でびしときめると、これだけは持つてもかまわれないのだという一つの意識が出る。これが一番危険じゃないかと私は考へるのですが、その点についてはどういふお考えですか。

○本庄政府委員 だいたいようであると思ひます。○和田(一)委員 次に、別な質問になりますけれども、服装の点です。先ほど長官もおっしゃいましたが、よく工事現場でダンブが入りしやうすね。そのときに、道路の中央に出てピーッとやる

わけです。一般の通行をとめちやって、そしてダンブがさつと入るわけですね。完全に車の流れをとめちやって、そしてまず自分の会社のダンブのほうをさつとやる。あれはどっちが優先なんですか。

○本庄政府委員 工事現場で、工事業者から依頼をされて、ある警備会社の警備員が、そこで先生のおっしゃったような工事現場のダンブの出入りに関連して、一般の車両をとめて事実上交通整理に似たようなことをやっておる例は、これは間々あるようにございます。この性格は、あくまでも、警察官が道交法に基づきましてやっておる交通整理——私、交通の専門家でございますが、これは法律的には警察官の指示というところでございますが、それは性格の異なるものでございまして、混乱、危害といったものを防止するためにガードマンが一般の車両に協力を依頼するという性格のものだと思ひます。したがって、形の上では、ちよつと待つてくだされ、いまダンブが通りますからという形のもので、ダンブもいつまでも通れないというのも、これもまた不合理なことでございますから、何とか協力をお願いいたしますという形のものでございます。ところが、それがややもすれば警察官的な、何といひますか、ビリビリビリッとか、こういうかっこうでびしつととめちやって、相当多数の車両をある程度の時間とめて通行させない。これは、私は、行き過ぎであらうと思ひます。そういうことににつきましては、そういうことのないようにさせたいと思ひております。

またちよつと条文に戻りますが、八条に「警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあたっては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに」とありますが、これはもうあくまでわかり切ったこと、当然のことを書いたわけでございますが、いま先生が御設例のようなことも問々あるように承つておりますので、今後そういうことのないようにいたしたいという趣旨で書いておりまして、この線に従つて指導を十分いたしてまいりたいと思ひます。

○和田(一)委員 これはどちらが優先かという大きな問題になるかも知れませんが、案外交通を迷惑させている場合があるのです。信号のすぐそばでやっているとあるのです。信号が青のときにやられてしまったら、それこそまづてしまふこともあるのですから、それだけガードマンの姿でばつとやられますと、これは一瞬警察官が来てやったのだと思ひます。そういうわけで、服装の面もしつかりと指導してもらいたいと思ひます。

時間がありませんからあと一つだけ聞きますが、やはり軽犯罪法ですけれども、「法令により定められた制服若しくは勲章、記章その他の標章若しくはこれらに似せて作つた物を用いた者」は、これは軽犯罪法に抵触するとなつていますが、現在はこれに当たらないのかどうかということですが、

○本庄政府委員 現在のところ、全部の警備員の服装について必ずしも承知いたしておりませんが、この「似せてつくつた物」と申しますのは、ここに第九条に法条として出ておりますものよりもうんと狭い表現でございまして、この軽犯の十五号の規定は、故意に似せてつくつた着用した場合というところで、現在のガードマンの服装について、故意に似せてつくつたものであるかどうかというところにつきましては、なかなか認定がむづかしいのではないかと思ひております。

○和田(一)委員 では、最後に、公安委員長から、この法案が通るか通らないかは別問題として、今後のガードマンに対するあり方、そして考え方、御感想をお聞きしたいと思ひます。

○中村国務大臣 ガードマンというのは、最近の世上的変化等に対応して最近出てきたような職業ですけれども、それが仕事の性格上とはいつても、必要以上に警察官の姿をまねておるといふところに問題があると私は思ひます。ですから、今度の法律は、そういうことを規制するという必要も必要でございますが、しかし、これを規制する

ということもいろいろの面で非常にむづかしさがあると思ひます。けれども、今後のガードマンというものは、国民の良識から見ても、良識の線を越さないように、あるいは先ほど横山委員がしきりに言つておられたが、世間では不当な行為にガードマンが使われておるといふようなことにならないうちに、そういう正常な意味での平穩を守つていくというふうなことで仕事の限界はきめられなければならぬ。

交通の場合ですけれども、いま和田委員もおっしゃる通りに、私もときどき引つかるが、あの服装をしてやっておるのを見ると、知らない人は交通の巡査が来てやっていると誤解されるような服装をしています。そういうことが警察に対する国民の気持ちにもやはり影響を来すと思ひますので、この法案でも規制しておりますように、警察官にあまりに似た服装なんかは避けさせなければいけない。同時に、ガードマンの仕事に携わる人の素質が、やはり人格的にもりつぱな人でなければならぬ。暴力団とか、あるいは、何か変な世間の人が近くに行くのもこわがるような立場の者がこういうものに携わるというのではやはりよくないと思ひますから、そういう点では、事業に携わつておる人あるいは事業主、業界を通じて、正常な人によつてこの行為が行なわれるような事業体にしなければならぬと、かように考へております。

○和田(一)委員 以上で終わります。

○大野委員長 補足して発言を許します。川崎防犯課長。

○川崎説明員 先ほど和田委員から御質問がございましたところ、川崎におきますところのほうガードマンの事件の概要につきましてお答え申し上げます。

被疑者は、川崎市浅田町、アパート江連荘に住む無職の小野垣菊雄という者でございます。この男は、昭和四十五年十一月から四十六年八月まで帝國警備保障株式会社に勤めておりました。四十六年九月から四十七年一月まで京浜警備保障株式会社に勤めておりました。この間に、昭和四十七年四月二十五日から二十六日の間におきまして、横浜港南区のダイエービル七階にございまして東横娛樂株式会社に侵入いたしまして、ロッカーから十萬八千円余りの現金などを盗み取つたものでございまして、現在までの自供によりまして、合ひかぎは退職後につくつたといふふうな申し立てをしておりますが、事実関係は、必ずしもそのとおりであるかどうかについては、さらに確認の必要があるかと存じます。なお、余罪につきましては目下取り調べ中でございます。

式会社につとめておつたものでございするが、昭和四十七年四月二十五日から二十六日の間におきまして、横浜港南区のダイエービル七階にございまして東横娛樂株式会社に侵入いたしまして、ロッカーから十萬八千円余りの現金などを盗み取つたものでございまして、現在までの自供によりまして、合ひかぎは退職後につくつたといふふうな申し立てをしておりますが、事実関係は、必ずしもそのとおりであるかどうかについては、さらに確認の必要があるかと存じます。なお、余罪につきましては目下取り調べ中でございます。

○大野委員長 関連して質疑を許します。上村千一郎君。

○上村委員 和田委員のお話しも賜つて、関連して二、三、基本的な点につきまして警察御当局のお考えを承つておきたいと思ひます。と申しますのは、この法案につきまして、審議の過程で各先生からいろいろの問題点が提起されておりますし、なお、この警備業法は一つの新しい立法でもありますので、この法律の基本的な性格というもののこの際明白にしておいたほうがいいと思ひますので、私はほんとうに純然たる法律理論をお聞きするわけでございますので、もし、あとから御説明でもつけようです。ただ、警察御当局がお考えになつておる点につきましてひとつお聞きしておきたいと思ひます。

まず、依頼者と警備保障会社との間の契約の一つの代表的な見本であらうかと思ひますが、手元に資料が配付されております。もちろん、依頼者と警備会社との間の契約がこれしかないというものでないだらうと思ひますが、代表的なものでもございしうから、この契約の内容に基づきまして、依頼者と警備会社との間の契約の性格につきまして、警察御当局はどういうふうな御認識をお持ちになれるかということをお尋ねしたいと思ひます。それに対して私のほうは考へております点を申し上げながら伺つていきたいと思ひます。

います。

この内容を拝見いたしますと、まず、私法上の契約であろうと思います。少なくとも公法的な契約とは考えられない。私法上の契約であるとするならば、民法あるいは商法上の契約のカテゴリーの中に入るであろうというふうに考えまして、まずその中で該当すると思われるのは請負契約であるのか、あるいは雇用契約になるのか、あるいは委任契約になるのか、それとも、その典型契約に当てはまらない一種の無名契約になるのか、こういう点です。この契約の内容をずっと拝見しますと、請負契約に似たような無名契約のような感じが強いように拝見します。というのは、依頼者との契約の問題につきましては、警備業務というのに、「火災、盗難及び不良行為を予防し、かつ安全を確保するための業務を提供するもの」ということになっておりますので、一つの仕事を完成することによって報酬の支払いを約するというような点から考えますと、まず請負契約であるという範疇に入らうと思われる。でございまして、一つの勤務提供の行為がこの中にございまして、勤務提供の行為を考えると、雇用契約の範疇の性質もあるだろうと思います。それから、あるいはある一定の法律行為を委任する、委託するといふようなものが入っております場合は——この契約の内容には入っておりませんが、他の警備保障会社と依頼者との間の契約万般に目を通したわけじゃございせんけれども、あるいは一定の法律行為を委託するといふことも何も違法ではないだろう。こういうような点を考えますと、この契約、要するに警備会社の業務内容をどういふふうにと把握されておるか。と申しますのは、もし私法上のこういうような契約であるというならば、要するに私法上の契約自由の原則というものがまず確立しておるわけです。ただ、それをとめ得るのは、民法の九十条の「公序良俗」に反する法律行為は無効であるという点でとめておるわけです。そして、憲法の二十二条においては職業選択の自由を保障しておる。こういうような一連の考

え方を見まして、先ほど横山委員その他からも御質問があった際の後藤田長官からの御答弁を聞いておりますと、要は、こういう内容の問題については、適法行為であるならば干渉するというわけにはいかぬじゃないか、それが特別に争議行為であるうが、あるいはどこであるうが、違法行為であるならば、法律は一樣に制限をしていく、特に、その違法行為が起きやすい問題については、行政指導なりその他運営行為によって防止していくという、こういう御説明で、私納得し得るよううに拝聴しておるわけですが、いろいろときょうは重要な御質問の内容が入っておりますから、この法案の基本的な性格づけというものをしておかなくちゃならぬというわけでございまして、いまの契約内容、私が質問した点について、どういふうに一体警察御当局ではお考えになつてゐるか、伺いたいわけです。あるいは、こんなことは、法務省があるいはその他法制局が何かに聞いたほうが適切かと思ひますけれども、きょうはそれをお呼び出しになつておるわけじゃございせんので、警察御当局がお考えになつておる基本的な法律上の性格というものについて一点、関連でございまして、時間もあまり長くおとりするのは先生方にも御迷惑でしょうから、その一点だけをひとつお尋ねしておきます。

○本庄政府委員　たいへんむずかしい法律問題になると思いますが、とりあえず、私の考えをいたしましては、いま先生から、契約の幾つかのタイプを御指摘いただきましたが、ずばり、こののだ、これ以外の何ものでもないというお答えはたいへんしにくいと思います。と申しますのは、この契約の内容が、先ほど先生がおっしゃいましたような内容でございまして、まあ、形の上では委任契約であらう。しかし、その中身を見ますと、請負に近い委任契約である。しかし、請負だとすれば、たとえば工場の場合なんかですと、十階建てのビルを建てるといううような、一つの完成目標といひますか、エンドがございまして、これが実はないわけがございまして、したがしまして、

請負契約であるというわけにもまいりません。だから、どちらかといえば、純法律的な性格としては、委任契約に近いのではなからうか。とりあえず私かように考えておりますが、法務省、法制局とも詰めまして、最終的な判断を加えたいと思ひます。

○上村委員　以上で終わります。

○大野委員長　次回は、明十九日金曜日、午後四時から理事会、午後四時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会

昭和四十七年六月三日印刷

昭和四十七年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局